

第 60 回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部 本部員会議

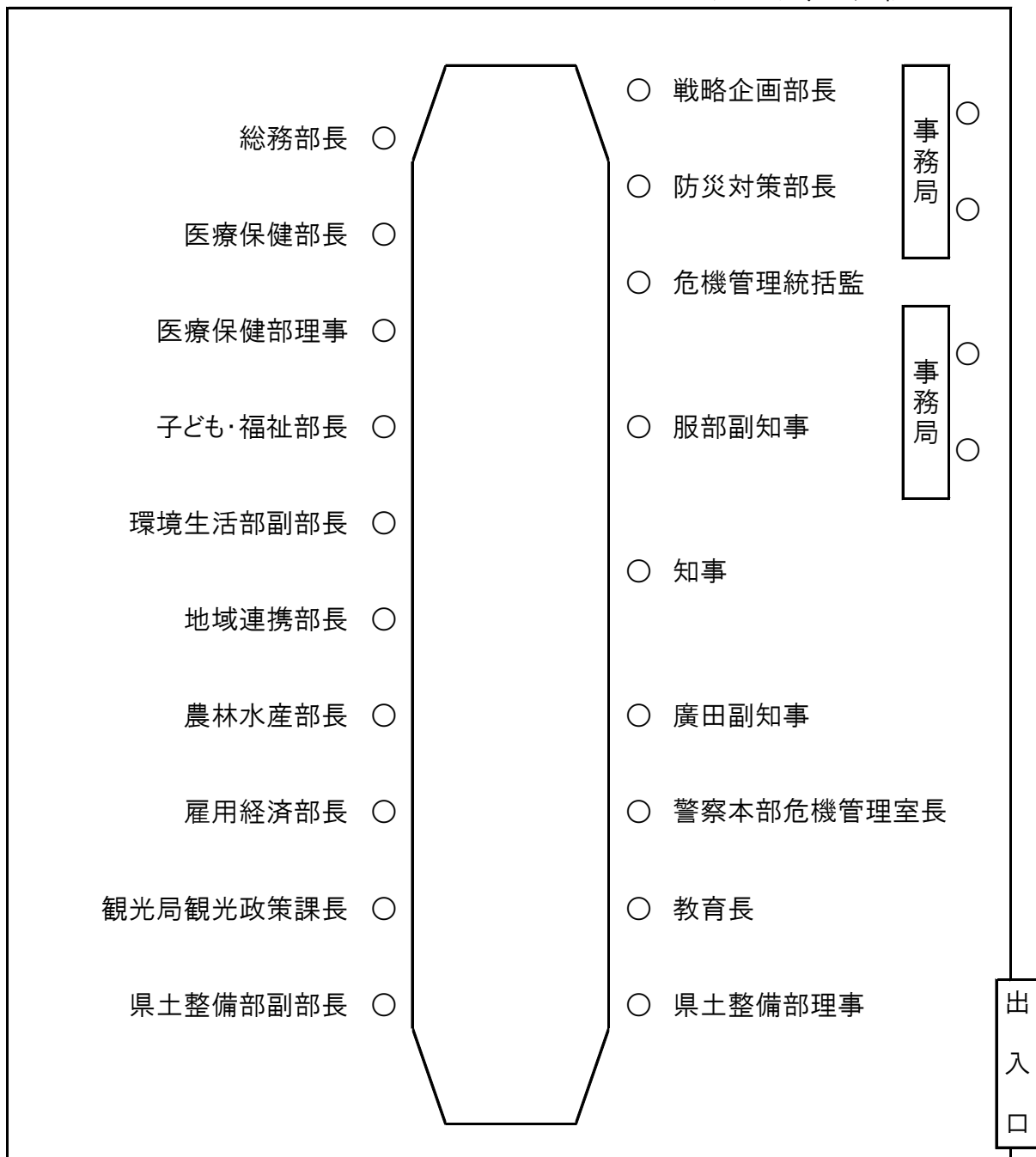
事 項 書

令和 4 年 6 月 29 日（水）
9 時 30 分～9 時 50 分
プレゼンテーションルーム

- 1 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況等について
- 2 新型コロナウイルス県内第 6 波について
- 3 「新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた『三重県指針』ver. 16」
について
- 4 各部からの報告事項

第60回三重県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議 座席表

令和4年6月29日(水)
プレゼンテーションルーム



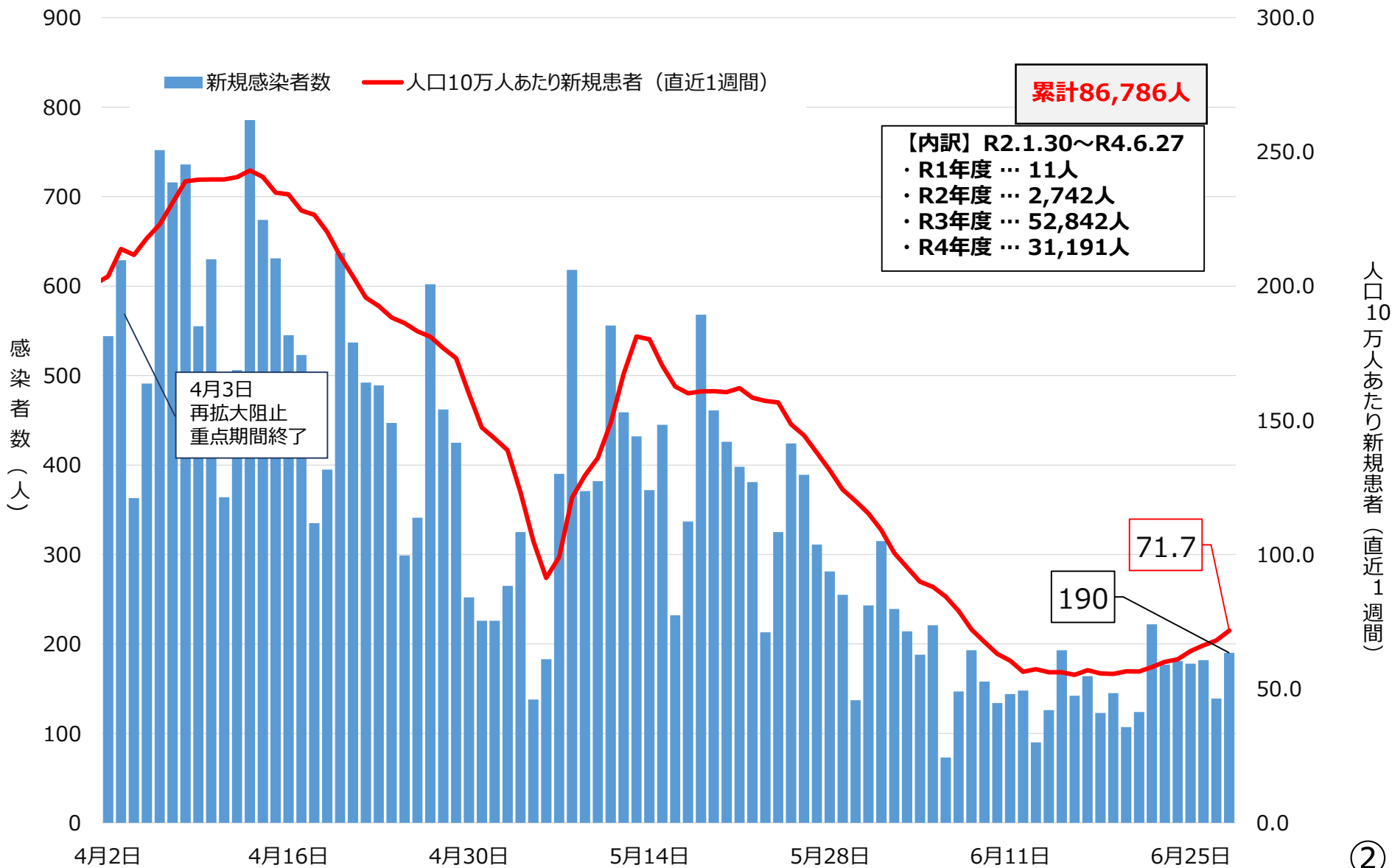
【オンライン参加】

- ・最高デジタル責任者
- ・廃棄物対策局長
- ・スポーツ推進局長
- ・デジタル社会推進局長
- ・会計管理者兼出納局長
- ・企業庁長
- ・病院事業庁長
- ・四日市港管理組合経営企画部長
- ・四日市市危機管理統括部長

新型コロナウイルス感染症の 県内発生状況等について

県内患者発生状況 (n=86,786、R4.6.28時点)

◆直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者は**71.7人**で、**横ばい傾向**



新規感染者数及び前週同曜日比の推移

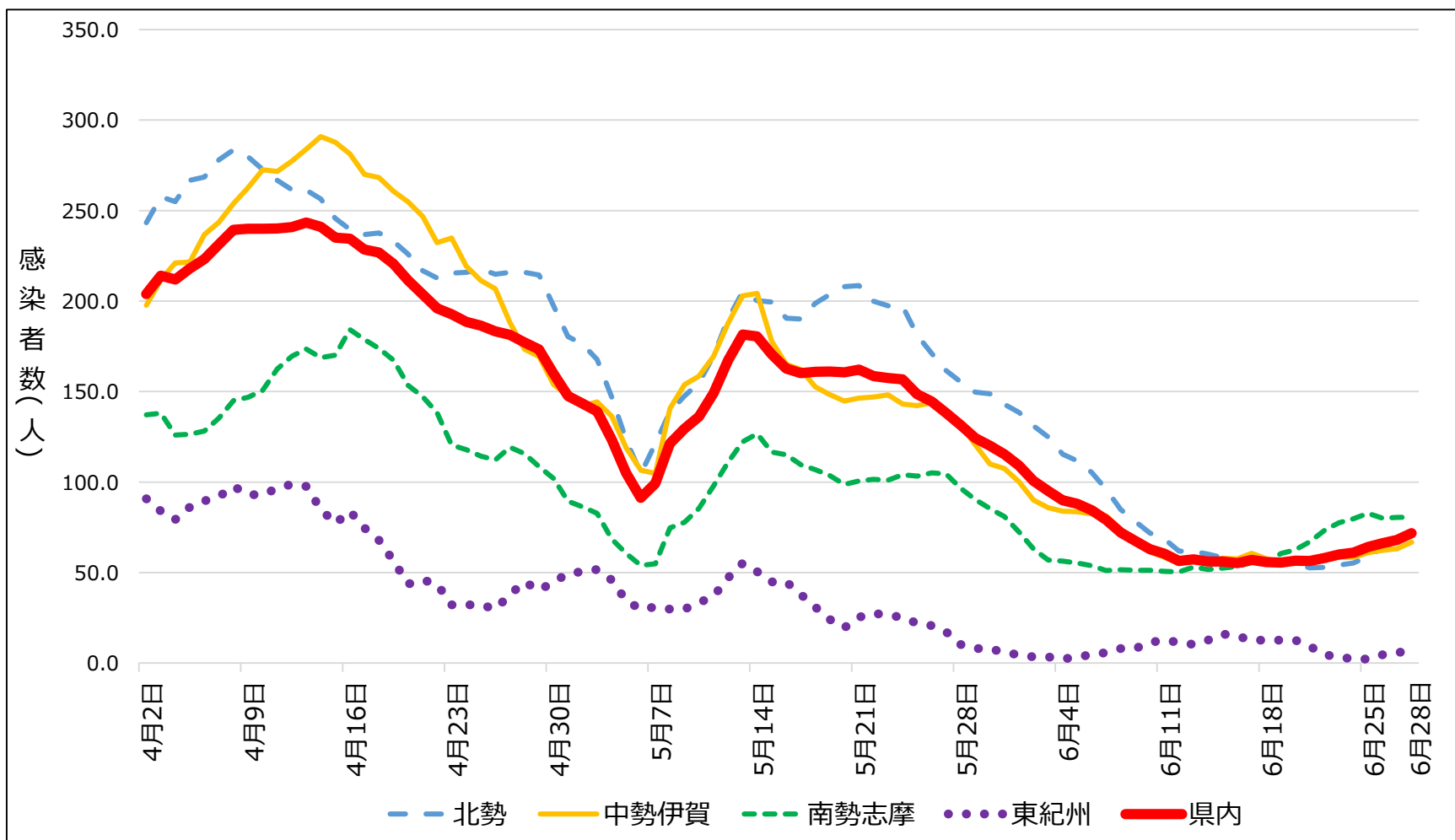
上段：新規感染者数
下段：前週同曜日比
※前週同曜日比増は、セル着色

5月	15	16	17	18	19	20	21	週合計
	445 (0.72)	232 (0.63)	337 (0.88)	568 (1.02)	461 (1.00)	426 (0.99)	398 (1.07)	2867 人 (0.90)
22	23	24	25	26	27	28	週合計	
381 (0.86)	213 (0.92)	325 (0.96)	424 (0.75)	389 (0.84)	311 (0.73)	281 (0.71)	2324 人 (0.81)	
29	30	31	6/1	6/2	6/3	6/4	週合計	
255 (0.67)	137 (0.64)	243 (0.75)	316 (0.75)	239 (0.61)	214 (0.69)	188 (0.67)	1592 人 (0.69)	
5	6	7	8	9	10	11	週合計	
221 (0.87)	73 (0.53)	147 (0.60)	193 (0.61)	158 (0.66)	134 (0.63)	144 (0.77)	1070 人 (0.67)	
12	13	14	15	16	17	18	週合計	
148 (0.67)	90 (1.23)	126 (0.86)	193 (1.00)	142 (0.90)	164 (1.22)	123 (0.85)	986 人 (0.92)	
19	20	21	22	23	24	25	週合計	
145 (0.98)	108 (1.20)	124 (0.98)	222 (1.15)	177 (1.25)	181 (1.10)	178 (1.45)	1135 人 (1.15)	
26	27	28	29	30			週合計	
182 (1.26)	139 (1.29)	190 (1.53)	(0.00)				人 (1.5)	

直近1週間 (R4.6.22~6.28)
 ・人口10万人あたり新規感染者数：71.7人
 ・前週1週間との比較：1.27倍
 ※直近1週間の新規感染者数合計：1,269人
 前週の新規感染者数合計：999人

◆ 全地域とも患者数は横ばい傾向

人口10万人当たりの新規患者数（直近1週間）

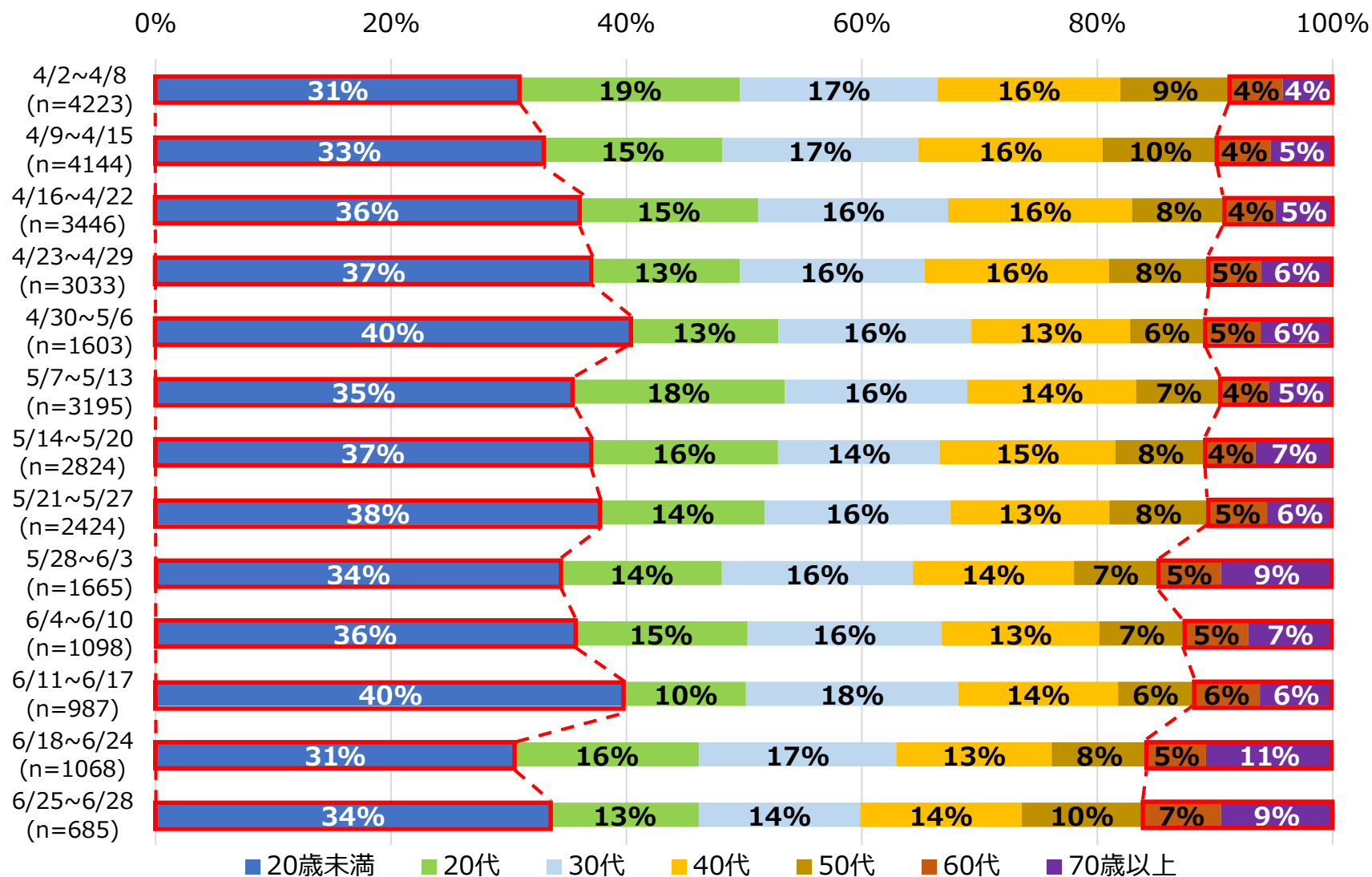


年齢別患者発生状況

集計期間：R4.4.2~R4.6.28

※ 再陽性事例・非公表分を除く

- ◆ **20歳未満**の割合が最も高く、**34%**
- ◆ **60歳以上**の割合は**16%**で、やや増加傾向

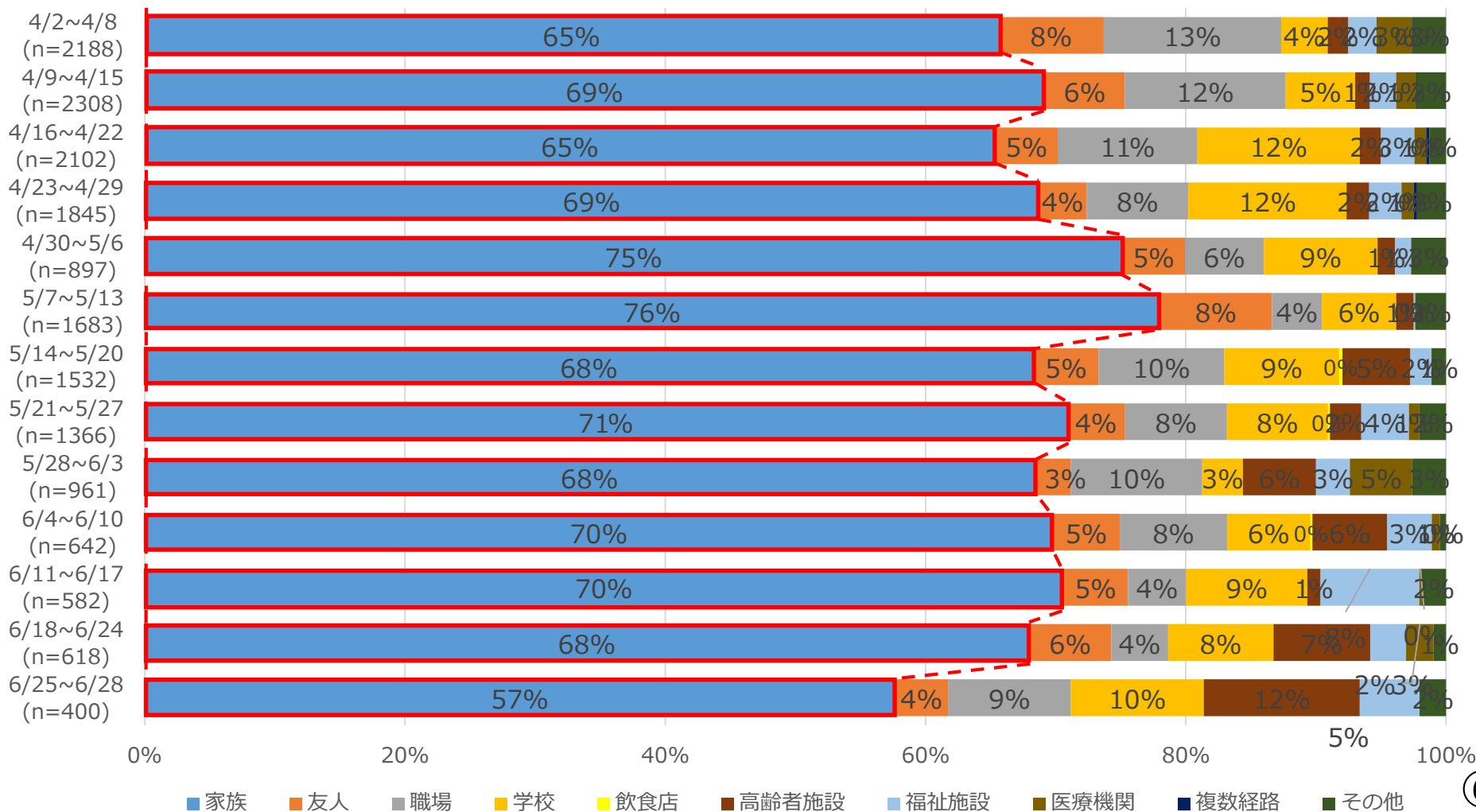


感染経路別患者発生状況

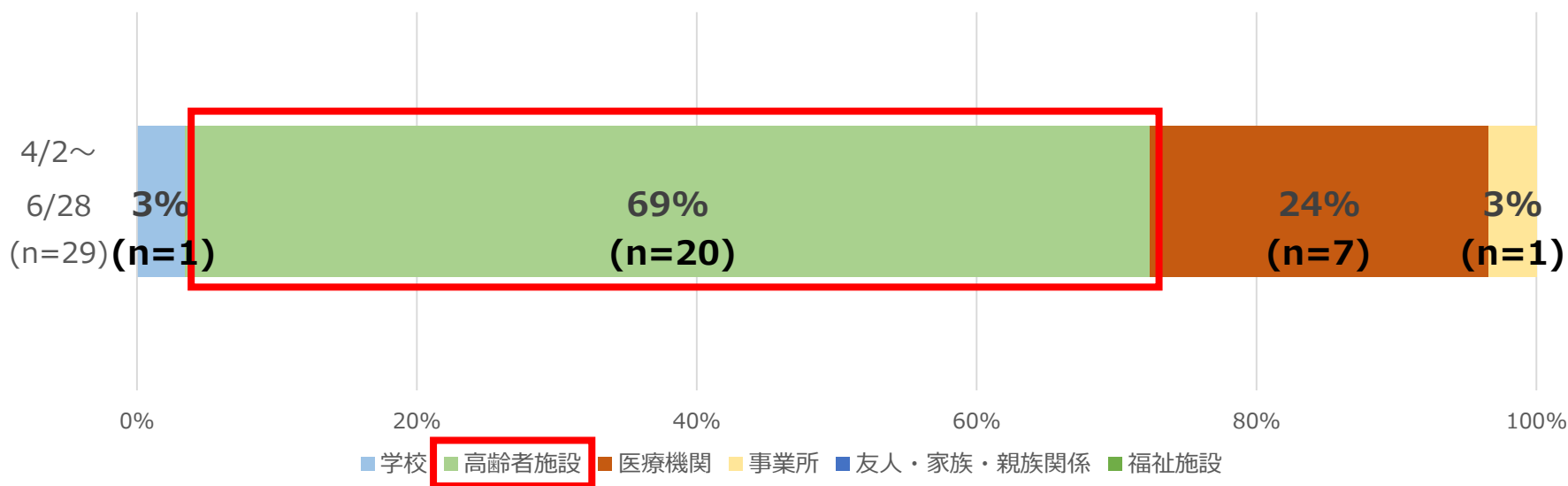
集計期間：R4.4.2~R4.6.28

- ◆ 経路不明の割合が**約4割**を占める
- ◆ 経路不明を除くと、**家族内感染**の割合が**約6割**を占める
- ◆ 直近週では、**高齢者施設**で**増加**

※経路不明・再陽性事例を除く



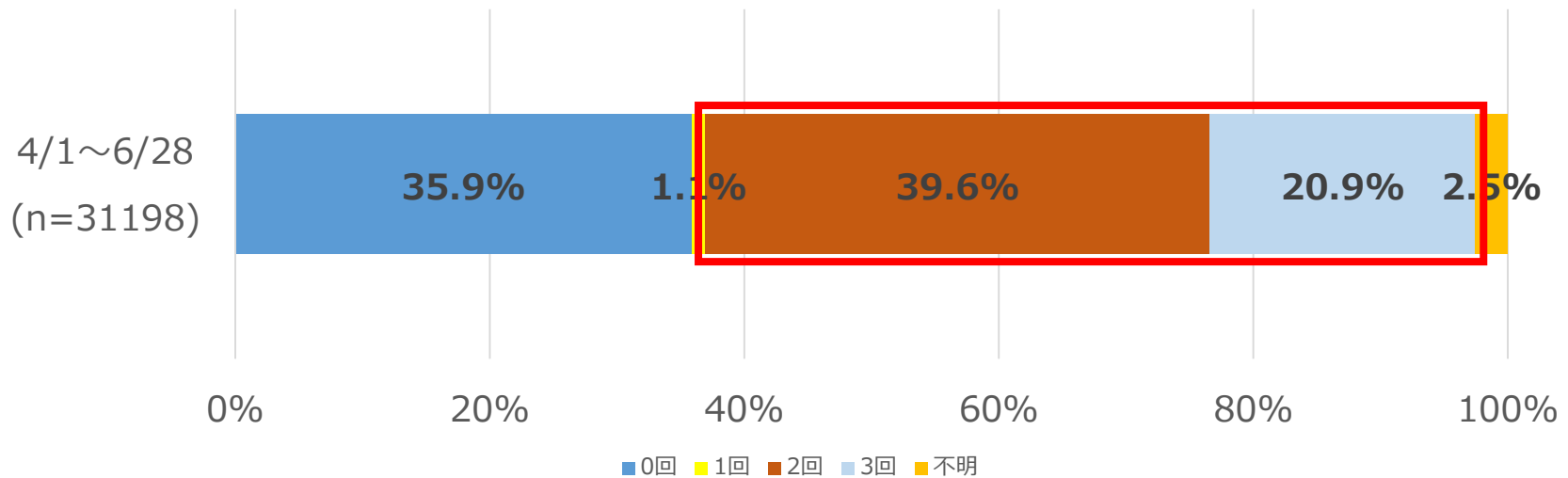
- ◆ 4月以降のクラスター発表件数は**29件**（1～3月は34件）
- ◆ 高齢者施設での発生が**約7割**を占める



感染者全体に占めるワクチン接種歴の状況

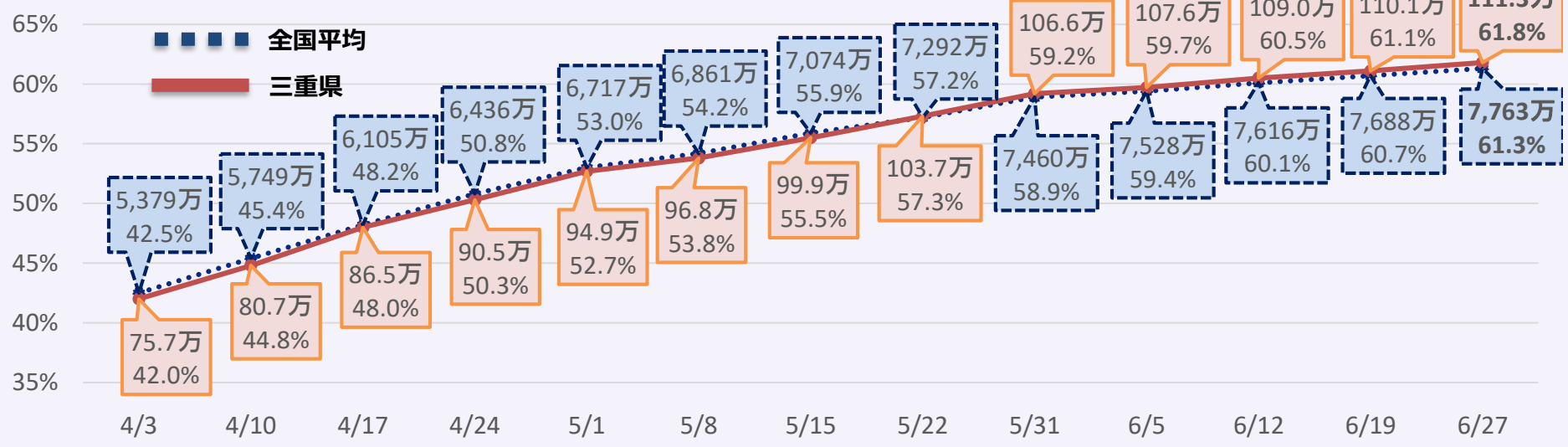
集計期間：R4.4.1~R4.6.28

- ◆ 4月の時点で**約80%**の方がワクチン2回以上接種済
- ◆ 4~6月の感染者全体の**35.9%**はワクチン接種歴のない方
- ◆ ワクチン2回以上接種後に感染した事例は、全体の**60.5%**

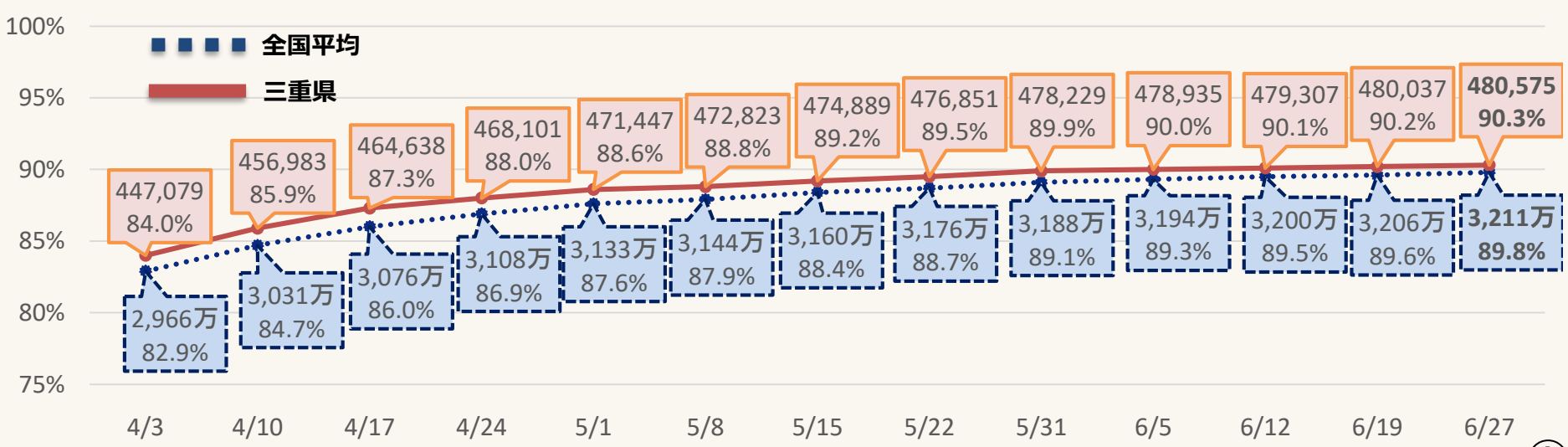


全国と三重県における接種率の推移について 令和4年6月27日までのVRS入力実績に基づく

全年代 3回目接種率



高齢者(65歳以上) 3回目接種率



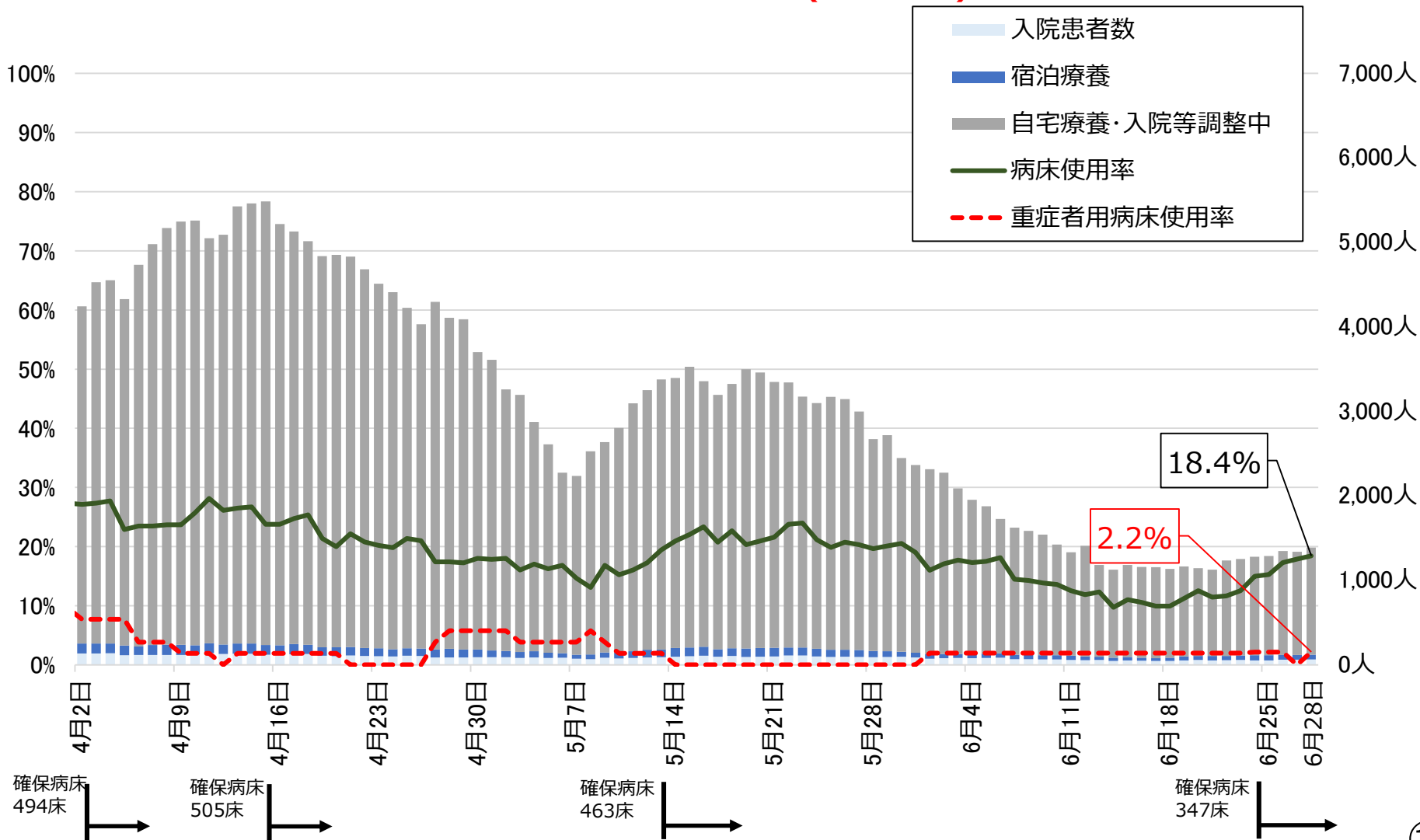
入院等の状況

R4.6.28時点

◆ 全療養者数は1,387名

(入院：64名，宿泊療養：55名，自宅療養1,268名，入院等調整中：0名)

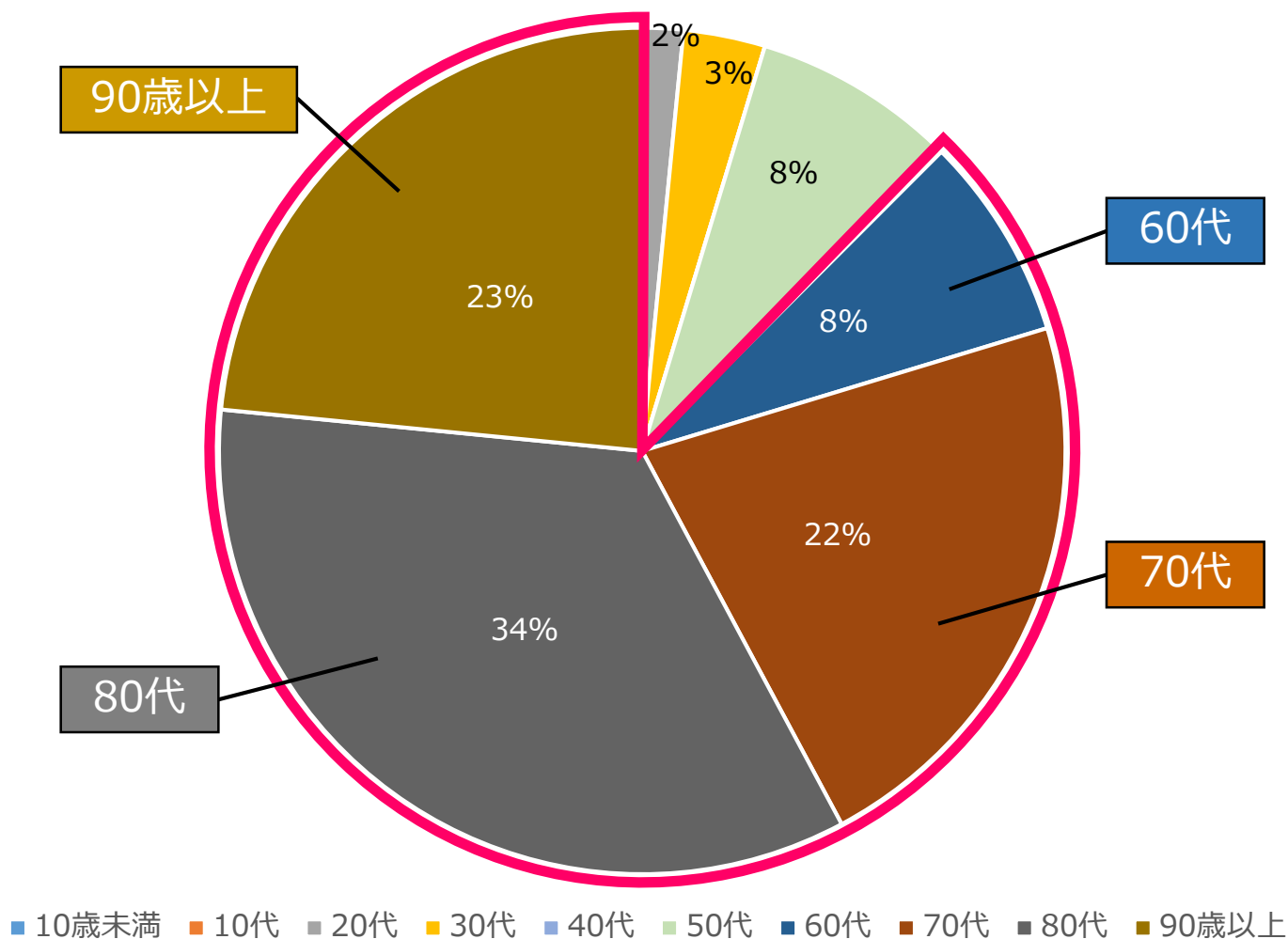
◆ 病床使用率は**18.4%**、重症者用病床使用率は**2.2%**(重症者1名)、宿泊療養施設利用率は**8.1%**



年齢構成別入院患者の状況 (n=64、R4.6.28時点)

◆入院患者の約87%は高齢者（60歳以上）が占めている

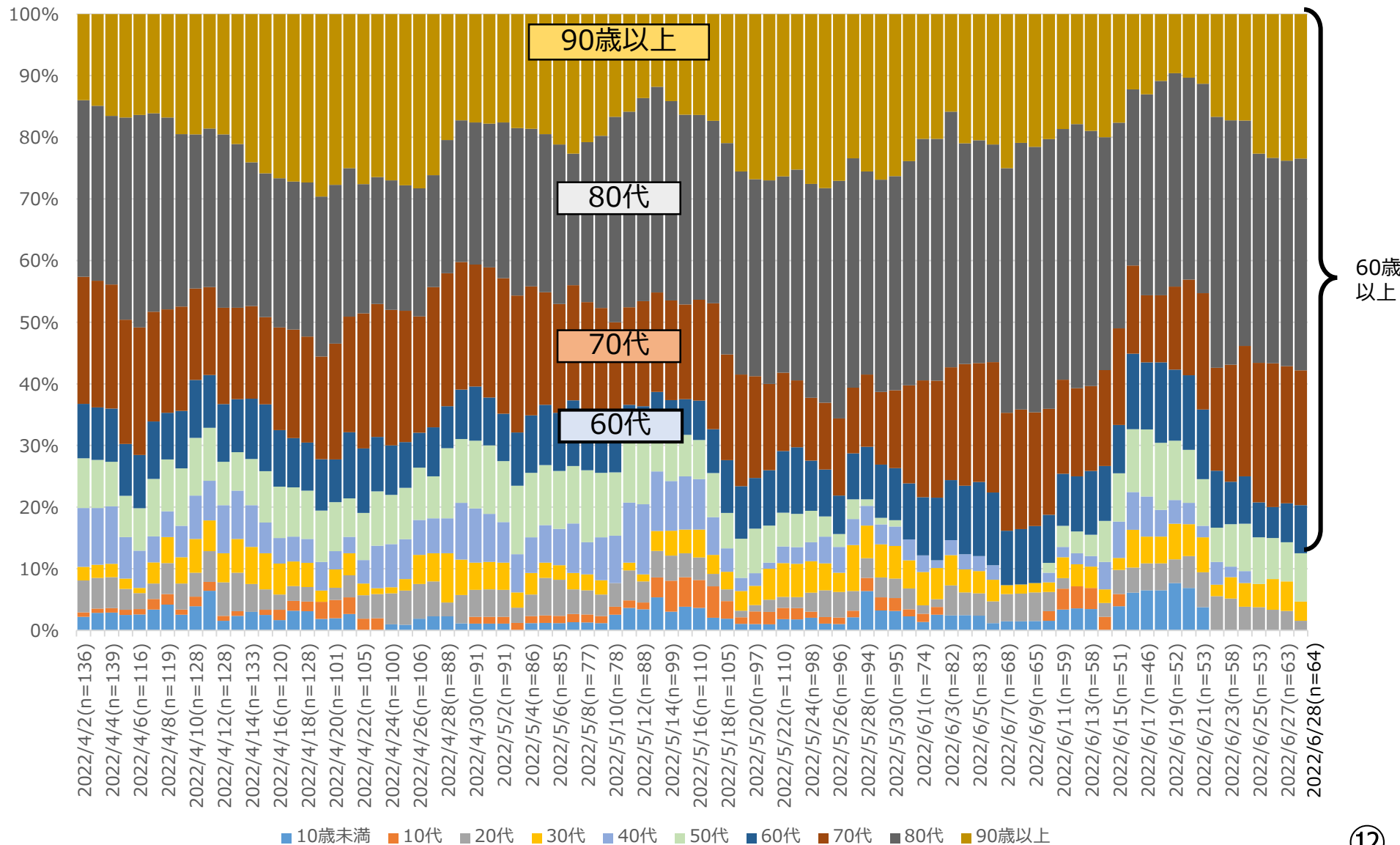
入院患者年齢構成（6月28日現在）



年齢構成別入院患者の状況

集計期間：R4.4.2～R4.6.28

◆ **高齢者（60歳以上）の割合は7～9割程度で推移**



県モニタリング指標及び政府指標の状況

※R4.6.28時点

		医療提供体制等の負荷				監視体制 ③PCR陽性率	感染の状況			
		①病床のひっ迫具合					②人口10万人あたりの療養者数	④直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数	⑤直近1週間と先週1週の比較	⑥感染経路不明割合
		入院医療		うち重症者用病床						
		確保病床の使用率	入院率	確保病床の使用率						
レベル2	感染拡大阻止宣言	30%以上	-	-	-	8人以上	-	-		
	緊急警戒宣言	30%以上	-	20%以上	-	15人以上	-	-		
レベル3	まん延防止等重点措置	50%超		50%超	病床使用率等に基づき、医療提供体制のひっ迫度をふまえ総合的に判断					
	緊急事態宣言									

(三重県の状況)

3/22時点	30.0%	5.0%	13.5%	177.55人	PCR等陽性率 23.5% (3/5~3/11)	145.85人	0.76倍	36.5% (3/15~3/21 速報値)
4/3時点	28.5%	3.1%	7.7%	259.12人	PCR等陽性率 20.3% (3/19~3/25)	213.81人	1.40倍	46.8% (3/27~4/2 速報値)
6/28時点	18.4%	4.6%	2.2%	78.35人	PCR等陽性率 14.0% (6/11~6/17)	71.68人	1.27倍	44.0% (6/21~6/27 速報値)

○政府新型コロナウイルス感染症対策分科会「新たなレベル分類の考え方」

レベル0…感染者ゼロレベル。新規陽性者数ゼロを維持できている状況。

レベル1…維持すべきレベル。安定的に一般医療が確保され、新型コロナウイルス感染症に対し医療が対応できている状況。

レベル2…警戒を強化すべきレベル。新規陽性者数の増加傾向が見られ、一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じはじめているが、段階的に対応する病床数を増やすことで医療が必要な人への適切な対応ができている状況。

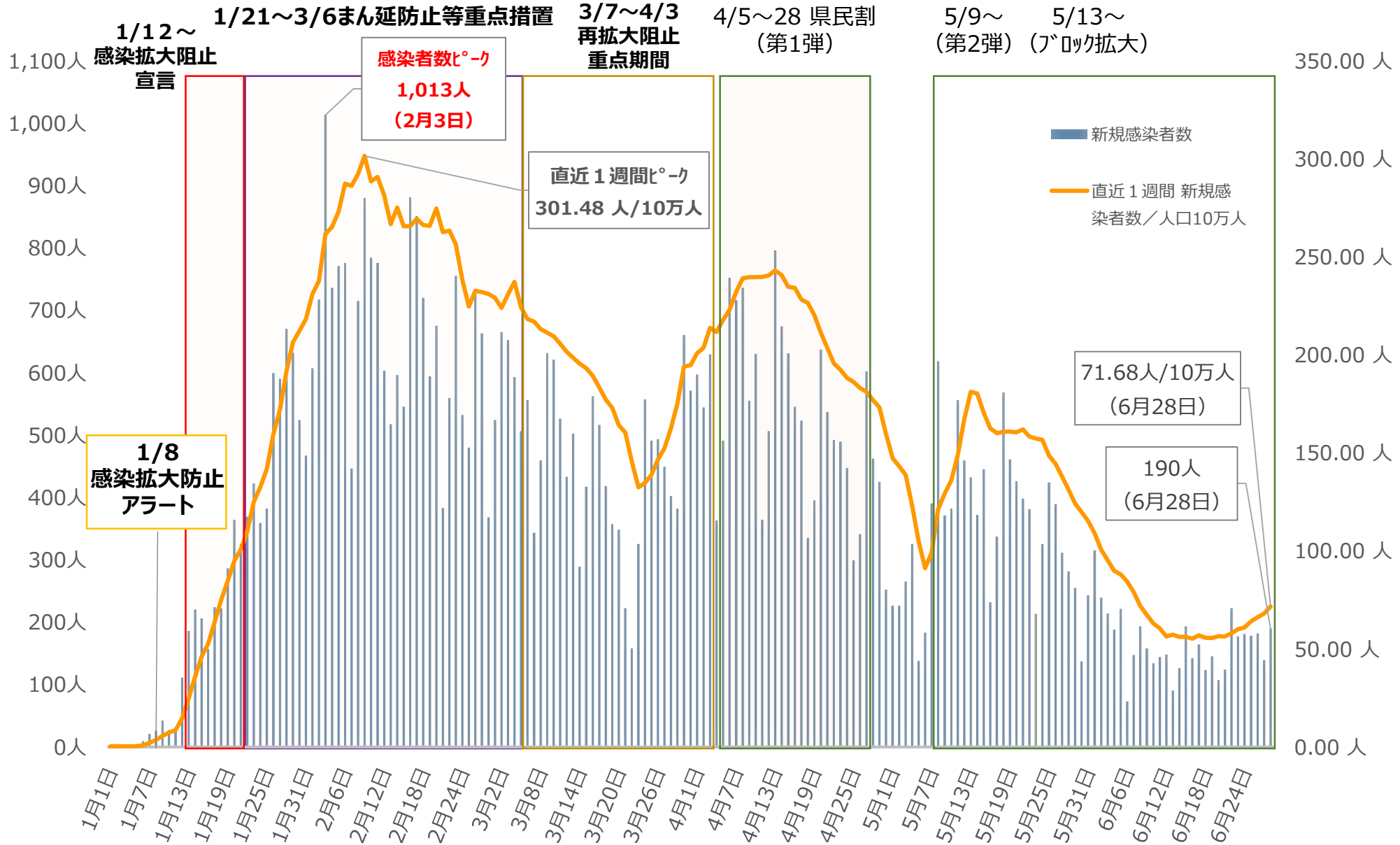
レベル3…対策を強化すべきレベル。一般医療を相当程度制限しなければ、新型コロナウイルス感染症への医療の対応ができず、医療が必要な人への適切な対応ができなくなると判断された状況。

レベル4…避けたいレベル。一般医療を大きく制限しても、新型コロナウイルス感染症への医療に対応できない状況。

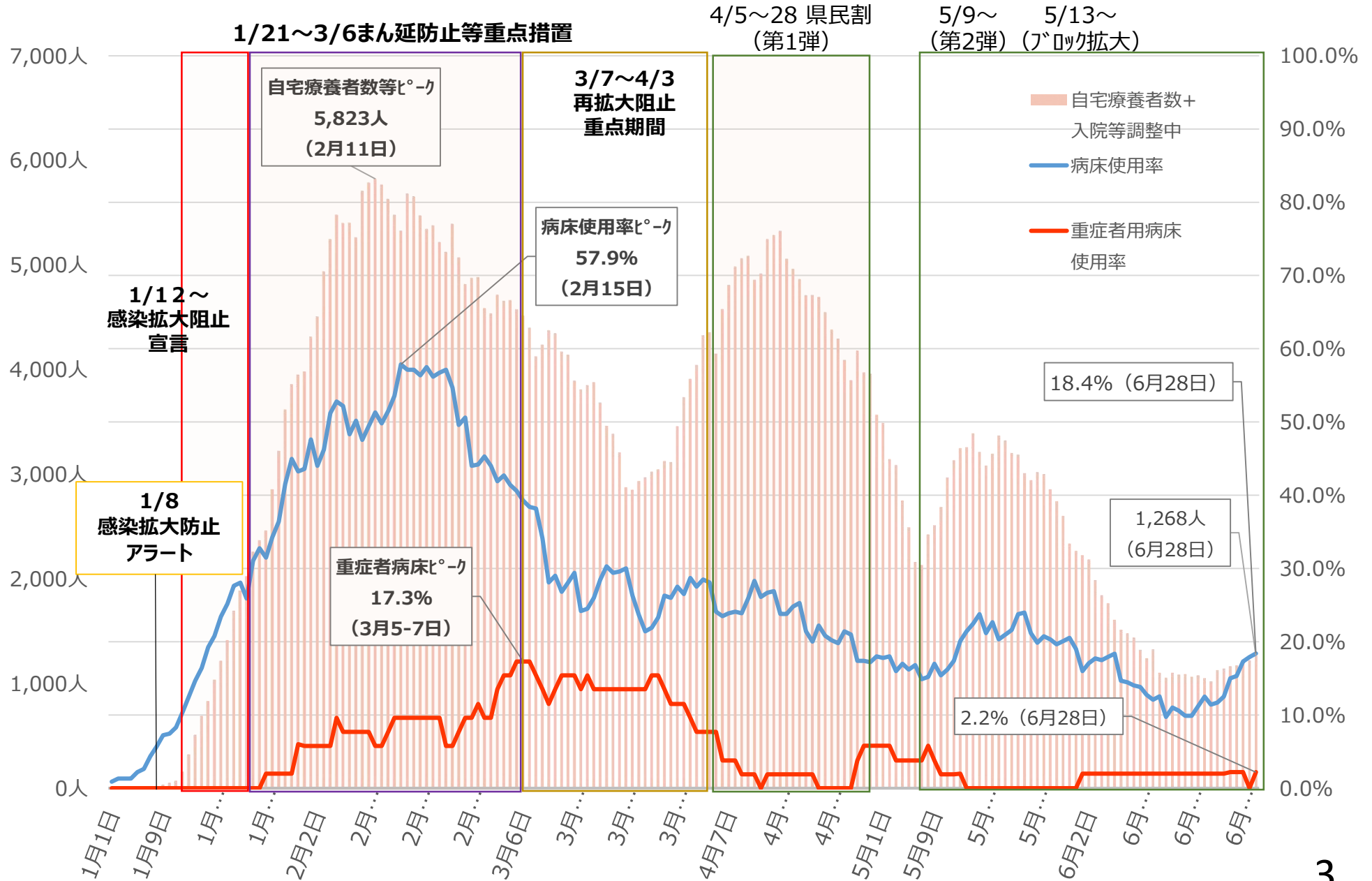
三重県新型コロナウイルス感染症 第6波について(概要)

令和4年6月29日

三重県における新規感染者数の推移

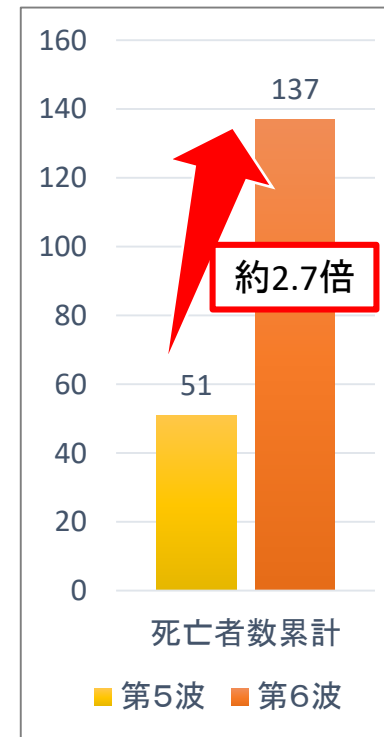
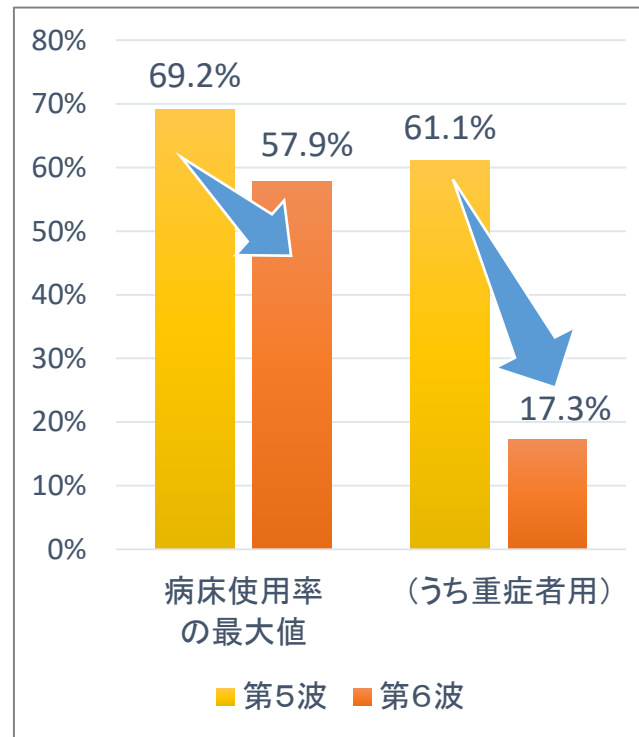


三重県における病床使用率・自宅療養者数等の推移



感染状況（第5波との比較）

- 第5波における感染の主流であったデルタ株から、**オミクロン株への置き換わり**が進んだ。
- 第6波の**新規感染者数**は第5波と比較して**約7.5倍**と大幅増加したが、**軽症・無症状者が多く、重症者用を含む病床使用率のピークは低下した**。
- 感染者数の増加に伴い死亡者数は増加したが、**死亡率は低下した**。
- 死亡者における**60歳以上の割合が増加**（第5波：約7割、第6波：約9割）



〔死亡率〕

死亡者数
新規感染者数

第5波:0.53%
第6波:0.19%

対策に関する評価・課題

今後に向けた対応

《保健所・本庁の体制》

- 応援職員の**事前のリスト化**（約350名）による保健所への**迅速な職員応援**
- 職員応援が長期にわたり、**各部局に負担**

- ・ 応援職員リストの運用を継続しつつ、県応援職員業務の一部を**外部人材へ切り替え**

《検査》

- **社会的検査の実施**は、感染者の早期発見、感染拡大の未然防止の観点から有意義
- 社会的検査を活用する**施設数の拡大**が重要

- ・ 当面は**9月末まで事業を延長**
- ・ 研修等の機会をとらえ、社会的検査の**活用を呼び掛け**

※○：評価できる事項 ●：課題が残る事項

※「今後の対応」は、オミクロン株を想定

対策に関する評価・課題

《ワクチン接種》

- 高齢者への3回目接種が進んだことから、**高齢者の感染者の減少**につながった
- 若年層の3回目接種率が伸び悩み**、感染者全体に占める若い世代の割合が高止まり



今後に向けた対応

- ・市町と連携し、若年層をはじめ県民への**接種機会の提供・啓発**を実施
- ・**4回目接種が円滑に進むよう**、市町における**接種体制を支援**

《医療提供体制》

- 入院調整を県医療調整本部に一元化**、入院を必要とする**患者を確実に受け入れ**
- 入院には至らないが**健康観察が必要な患者を宿泊療養施設で柔軟に受け入れ**
- デルタ株を想定した病床確保計画により**、一般医療への**影響が長期化**



- ・オミクロン株が主流の間、病床確保計画における**緊急フェーズ移行のタイミング**を病床使用率30%から**「40%」に変更**

対策に関する評価・課題

《感染拡大防止対策》

- 「みえコロナガード」に基づき、感染拡大初期にまん延防止等重点措置を早期要請
先手の対応により、感染者数、病床使用率の**ピークを低く抑えた**
- まん延防止等重点措置適用後、**飲食店での感染が減少**するとともに、感染リスクの高い行動が抑制され、全体的に新規感染者数や病床使用率が減少
- まん延防止等重点措置**について、早期適用によりピークを低く抑え、**早期に終了**することができ、その後の**社会経済活動（県民割等）の円滑な実施**につなげた
- 県立学校**において、PCR検査等の受検段階で校内の行動履歴等を把握、陽性であった場合にも、**スムーズな濃厚接触者の特定や検査**などにより、教育活動への影響を抑えた



今後に向けた対応

- ・オミクロン株が主流の間のアラートとその後の措置内容について検討
（**医療提供体制アラート**等の対策）
- ・今後も政府の対応を注視
- ・県と国が連携しつつ、**県主導で柔軟な対策が可能な仕組みづくりを国へ働き掛け**

対策に関する評価・課題

《クラスター対応》

- **高齢者施設を集中的に訪問**
感染防止対策の徹底を求めたことで、
感染の抑制に一定の効果
- **高齢者施設等における集団感染で、**
感染規模が小さい施設までは
十分に対応できなかった
- **集団感染が複数の現場で発生した場合、**
複数チームを同時に派遣できる体制に
なかった
- **高齢者施設等での療養者に対し、**
往診・オンライン診療が可能な
協力医療機関が1機関のみであった

今後に向けた対応

- ・ **集団感染の複数発生にも**
対応するため、県庁への
感染対策の専門家の配置
を進める
- ・ **高齢者施設等での陽性者**
発生時の感染制御等に
かかる相談窓口を設置
- ・ **高齢者施設等での療養者への**
往診・オンライン診療等が
可能な医療機関を確保し、
医療提供の体制を整備

新型コロナウイルス感染症 第6波について

1 保健所・本庁の体制

(評価できる点：○、課題のある点：●)

※今後に向けた方針・対策はオミクロン株を想定

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年11月1日付けで本庁の1課2PT体制を1課4PT体制に組織改正し、15名を増員、併せて保健所の担当職員を4名増員した さらに、12月1日付けで保健所に2名増員した 	<ul style="list-style-type: none"> 県応援職員等の増員により新たな業務や感染者の急増への対応体制を構築した 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員を確保し、体制を構築することができた ●本庁の組織改正に伴い、保健所から本庁への問い合わせ等の際に、本庁の窓口が分かりづらい場合があった 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、感染者の増加や新たな業務に対応できる体制を構築する 本庁と保健所との連絡調整を一元的に行うための窓口を整理する 保健所と本庁とのWeb会議を月2回程度開催する
<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大時に迅速に対応できる体制とするため、県の応援職員（約350名）を事前にリスト化するとともに、業務マニュアルを配布し、WEB研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 県の応援職員リスト（約350名）を作成し、職員応援を迅速に実施した（対象者には事前に業務マニュアルを配布し、WEB研修を実施） 	<ul style="list-style-type: none"> ○応援職員を事前にリスト化することにより、保健所への迅速な職員応援につながった（1日最大116名、延べ約1,150名） ●軽症や無症状の患者の割合が多く病床使用率が上昇しない中でも新規感染者数は多いため、保健所の負担が大きい ●職員応援が長期にわたり、各部局の負担が生じている 	<ul style="list-style-type: none"> 県の応援職員リストの運用を継続する 県応援職員業務の一部について外部人材への切り替えを進める
<ul style="list-style-type: none"> 中和抗体薬や経口薬の投与体制等の整備、新たな変異株への対応など、今後想定される新たな業務に保健所・本庁が機動的に対応できる体制を引き続き構築 	<ul style="list-style-type: none"> 県応援職員等の増員により新たな業務への対応体制を構築した 	<ul style="list-style-type: none"> ○必要な人員を確保し、体制を構築することができた 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、新たな業務に機動的に対応できる体制を構築する
<ul style="list-style-type: none"> 感染者急増時に備え、保健所における疫学調査体制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染者の急増を受け、積極的疫学調査において濃厚接触者の特定範囲を絞るとともに検査対象を重症化リスクの高い人に重点化した 陽性判明日の当日若しくは翌日までに確実に連絡を取れるよう、対応体制を構築した 	<ul style="list-style-type: none"> ○濃厚接触者の特定対象者を絞ることにより、新規陽性者へ迅速に連絡を取ることが可能となった ○早期に健康観察を実施し療養方針を決定することができた 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の感染状況や新たな変異株の出現状況等に応じ対応していく 引き続き早期にファーストタッチを行う体制を維持する

2 検査

(1) 社会的検査

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 重症化リスクの高い方が入所・利用する施設におけるクラスターの発生を未然に防止するため、令和3年5月から実施してきた社会的検査は、感染状況をふまえ、11月末で休止するものの、今後感染の再拡大が見られた場合には、速やかに再開を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 重症化、クラスターのリスクが高い高齢者施設、障害福祉施設の従事者を対象に実施した（R4.1/26～再開） 小学校、保育所等の従事者を対象に追加した（R4.2/10～） 	<ul style="list-style-type: none"> ○一定割合で陽性者が確認されており、早期発見、感染拡大の未然防止の観点から意義があった ●社会的検査を活用する施設数の拡大が課題となっている 	<ul style="list-style-type: none"> 当面は9月末まで事業を延長し、その後は感染状況をふまえ実施を判断する 研修等の機会をとらえて社会的検査の活用を呼び掛ける

(2) 国事業による無料検査

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ワクチン・検査パッケージ、対象者全員検査等定着促進事業として、健康上の理由等でワクチン接種ができない方への検査を無料化 感染拡大傾向時の一般検査事業として、幅広く感染不安などの理由による検査を無料化 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大傾向時の県民の不安解消のための一般検査事業について、令和3年12月29日から実施した 県内の検査拠点の登録数を約150か所まで増やし検査を実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ○県民の不安解消につながるとともに、感染者の早期発見、感染拡大防止の観点からも一定有効であったと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> 定着促進事業は、8月末まで事業を延長する 一般検査事業は、当面は7月末まで事業を延長し、その後は感染状況をふまえ実施を判断する

(3) 県事業による無料検査

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 県内に居住または就業・就学されている無症状の方を対象とした無料PCR検査事業を延長して実施 	<ul style="list-style-type: none"> 申込受付期間を令和4年2月10日まで延長するとともに、対象者の拡大等実施方法を変更し、国の検査無料化事業を補完しながら実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染者の早期発見、感染拡大防止、県民の不安解消を図るとともに、検査結果等の調査・分析により今後の感染症対策に生かすことができた 	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度で事業は終了したものの、不安を感じる無症状の県民への無料検査の機会については、上記「一般検査事業」に役割を引き継いでいる

3 ワクチン接種

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・市町や関係団体等と連携し、若年層を含めた円滑なワクチン接種を推進 ・追加接種（3回目接種）に向け、各市町や関係機関等と緊密に連携し、必要となるワクチンを配分するとともに、市町における接種体制構築を支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町への接種体制構築支援とともに、県営集団接種会場を設置し3回目のワクチン接種を促進した ・若年層や現役世代の接種促進を図るため、県営集団接種会場において、大学・企業等の団体受付を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ○高齢者への3回目接種が進んだことから、高齢者の感染者の減少につながった ●全年代接種率は全国平均を上回っているものの、特に若年層の3回目接種率が伸び悩んでいることから、感染者全体に占める若い世代の割合が高止まりしている 	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、市町と連携し、若年層をはじめ県民への接種機会の提供や啓発に努める ・4回目接種が円滑に進むよう、市町における接種体制構築を支援

4 医療提供体制

(1) 入院医療

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・重症患者、中等症患者、重症化リスクの高い患者（妊婦を含む）が確実に入院できるよう病床の確保、効率的な運用等を実施 ・受入病床の増床に向けて可能な限り医療機関と調整を継続 	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての入院調整を県医療調整本部に一元化、三重大学からの派遣医師を2名に増員、その後さらに2名増員 ・病床使用率の上昇を受けて、病床確保計画に基づき緊急的な病床確保を実施した（2/7～534床） ・症状が軽快した患者の転院等を積極的に実施し、確保病床の効率的な運用を図った ・妊産婦、小児、透析治療中等特別な配慮が必要な患者への対応のため、県内の医療機関等と連携して体制を構築した 	<ul style="list-style-type: none"> ○入院を必要とする患者を確保病床において確実に受け入れた ●デルタ株を想定して策定した病床確保計画に基づき対応を行った結果、一般医療への影響が長期化した 	<ul style="list-style-type: none"> ・オミクロン株が主流の間、病床確保計画におけるフェーズ移行の判断のタイミングを、「病床使用率30%」から「同40%」に変更する ・特別な配慮が必要な患者に対応できる体制の維持・拡充を図る

(2) 臨時応急処置施設

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・感染拡大時における救急医療のひっ迫防止のために入院待機者を一時的に受け入れ、酸素投与等の一定の医療的な処置を行う臨時応急処置施設を2施設（津市、四日市市）確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者急増を受けて、臨時応急処置施設を当初の方針よりも前倒しして稼働開始した 	<ul style="list-style-type: none"> ○対応可能な医療機関が限られる夜間に臨時応急処置施設で患者を受け入れ、救急外来のひっ迫を防ぐことができ、受入医療機関の安心感につながった 	<ul style="list-style-type: none"> ・当面の間、施設は確保しつつ、次の感染拡大に備える

(3) 宿泊療養施設

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・患者増加時に確実に受け入れられるよう施設を確保するとともに、無症状・軽症の患者だけでなく中等症患者も受け入れることができるよう体制を整備 ・宿泊療養施設として5施設665室を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者急増を受けて、前倒ししてフェーズを移行し5施設665室を確保した 	<ul style="list-style-type: none"> ○入院調整との一体的な入所調整により、患者への適切な療養を提供できた ○柔軟に患者を受け入れる体制を構築したことにより、入院には至らないものの健康観察が必要な患者を受け入れる役割を果たした ○中和抗体療法や経口抗ウイルス薬の投与を行い、入所者に治療の機会を提供するとともに重症化を予防した ○施設への医師の常駐によらない県内各病院によるオンライン・オンライン体制を構築し、県内全域での協力体制を構築できた ●オミクロン株の感染拡大に備え施設を確保したが、無症状・軽症の患者が多く、利用率が想定より低いことから、確保数の見直しを行う必要がある ●高齢者や障がいのある方、外国の方などへの対応体制を充実させる必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設の確保数については、入所状況を鑑み、7月1日から4施設496室体制とする ・引き続き感染状況等をふまえ、体制について検討していく ・高齢者など健康観察上の理由による入所者については、必要に応じて対面による健康観察を実施する
<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊療養施設を医療機能強化型の施設とし、感染状況に応じた入所基準の緩和等により、重症化リスクの高い患者や中等症I患者を受入れるとともに、中和抗体療法の実施体制を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康観察の優先度の高い方を中心に、入院調整と一体的に入所調整を行った ・入所基準の緩和（年齢上限を原則75歳以下とする等）に加え、障がいのある方や外国の方など柔軟に患者を受け入れた ・中和抗体薬や経口抗ウイルス薬の投与を行った 		

(4) 自宅療養

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療資源を把握したうえで、関係団体との連携を促進し、治療等が必要な自宅療養者への医療提供体制を充実 	<ul style="list-style-type: none"> 医師会、薬剤師会、看護協会等との連携により、自宅療養者等が安心して療養できる体制を充実させた 郡市医師会と連携し、医療提供体制の基本指針となるマニュアルを策定した 	<ul style="list-style-type: none"> ○電話・オンライン診療、外来診療、往診、訪問看護、服薬指導を実施し、必要な医療を提供できた（協力金制度も活用） （令和3年度 協力金実績 電話等診療 18,339回 往診 389回 外来診療 5,864回 訪問介護 88回 服薬指導 5,045回） ○中和抗体薬や経口抗ウイルス薬を投与することで、重症化を予防できた （ラゲブリオ 2,517人 パキロビッドパック 54人 R4.5.15現在） ●経口抗ウイルス薬ラゲブリオについては、当初は医療機関及び薬局における在庫保持が3人分に限定されていた（4月19日からは「供給の役割を担う薬局（現在10薬局）」において50人分の在庫保持が可能となった） ●経口抗ウイルス薬パキロビッドパックについては、併用禁忌及び併用注意が多く、患者の使用薬等の情報を正確に把握する必要があることから、処方時の医薬連携体制などを検討する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き関係機関・団体の協力を得て、自宅療養者等の療養体制の充実に取り組む
<ul style="list-style-type: none"> 地域の医療機関や薬局と連携し、中和抗体薬、経口抗ウイルス薬の投与体制を整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関における中和抗体薬、経口抗ウイルス薬の投与体制を構築し必要な患者への投与を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ○急激な感染拡大（2/11 自宅療養者 5,816人）にもかかわらず、陽性者のいる全世帯へのパルスオキシメーターの配布（陽性判明日の翌日若しくは翌々日まで）や必要な方への食料等の配送が滞りなく実施できた 	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き、市町や関係団体と連携し、自宅療養者への支援体制を維持していく
<ul style="list-style-type: none"> 脱水症状や消化器症状にも対応した食事の提供やパルスオキシメーター、食事及び衛生用品の配送体制を充実するとともに、市町や関係団体とも連携 	<ul style="list-style-type: none"> 配布する食料に、栄養補助食品やゼリー飲料を追加 パルスオキシメーターを8,000個追加購入（追加後計22,450個） 地区医師会の協力のもと、パルスオキシメーターを診断時に配布する体制を円滑に運用した 一部市町においても、食料等を配送する体制を構築 		

5 感染拡大防止対策

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の予兆を捉える感染拡大防止アラートを設定し、感染拡大防止アラート発動後は、予め設定した基準により迅速に対策を実施、感染拡大を抑制する 	<ul style="list-style-type: none"> 感染状況に応じて以下のとおり対策を実施した 1/8 感染拡大防止アラート 1/12～ 感染拡大阻止宣言 1/21～ 三重県まん延防止等重点措置 3/7～ 再拡大阻止重点期間（～4/3） 飲食店等への営業時間短縮等要請に伴い、遵守状況を確認するための見回りを実施した。要請に応じない店舗については、個別指導の後、命令を発出、違反した店舗には裁判所への過料事件通知を行った（3/24） 	<ul style="list-style-type: none"> ○事前に定めた対応基準等により、時期を逃すことなく対応できた ○早期のまん延防止等重点措置の実施により、第5波と比較して病床使用率のピークを低く抑えることができ、厳しい措置を早期に終了することができた ○まん延防止等重点措置の終了後に感染者数が増加に転じた時期はあったものの、再拡大阻止重点期間による対策やワクチンの3回目接種の進展等により、病床使用率の上昇を抑えて医療提供体制への負荷を低減し、社会経済活動（県民割等）の円滑な実施につなげることができた ○まん延防止等重点措置適用後、飲食店での感染が減少するとともに、全体的に新規感染者数や病床使用率が減少した ○まん延防止等重点措置の適用により県民の感染状況への関心が高まり、心理的効果により感染リスクの高い行動の抑制につながったと考えられる ○本県と人口規模、地理的条件（大都市圏近郊）が比較的近く、まん延防止等重点措置を実施しなかった県と比較すると、新規感染者数、病床使用率のピークを低く抑えることができた ○飲食店等への営業時間短縮等要請について、見回り、指導を行ったこともあり、99.3%と多くの店舗に協力いただき、飲食店での感染が早期に減少した 	<ul style="list-style-type: none"> 政府の基本的対処方針をふまえ、マスク着用に係る考え方を明確化したところであるが、引き続き、政府における対応も注視しながら、オミクロン株に対応した措置内容や基準、今後のまん延防止等重点措置の取扱いについて検討する ・県と国が連携しつつ、感染状況に応じて県主導で柔軟な対策を実施可能とする仕組みづくりを国へ働き掛ける

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の児童生徒への対応として、感染防止と教育活動を両立させるための対策を一層進める 	<ul style="list-style-type: none"> ・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等を踏まえ、場面の切り替わりにおける感染防止対策などの徹底や、保護者への協力依頼を行うとともに、保健所の他、学校医とも十分連携することで、感染拡大防止に取り組んだ ・学級閉鎖等の臨時休業や感染等による自宅待機の際にも、オンライン学習等による在宅での学習を実施した。また、修学旅行や体育祭などの学校行事は、できるだけ実施が可能となるよう取り組んだ ・部活動は、県の措置段階に応じ、活動範囲や活動時間を縮小、段階的に拡大するなどして実施した 	<ul style="list-style-type: none"> ○PCR検査等の受検段階で校内の行動履歴等を把握することで、陽性であった場合にも、スムーズに濃厚接触者の特定や検査などが進められ、出来るだけ教育活動を止める状況が生じないよう努めた。また、臨時休業についても、個々の状況に応じ、保健所や学校医の助言を得ながら、必要な範囲、期間において機動的に行った ○第5波での経験を生かし、各学校で予め、登校できない際のオンライン活用などの対応策を検討・工夫したことで、感染状況下においても、学習の機会が確保できた。修学旅行や体育祭等の学校行事は、中止ではなく延期を基本とする考え方で行った ○部活動は、公式大会に参加できるよう、PCR検査受検が必須の運動部の全国大会等に出場する際の費用支援を含め、感染防止対策をとりながら、工夫して活動を継続した ●様々な制約がある中での教育活動や学校生活においても、児童生徒の心身の健やかな成長を図るため、表情の見えるコミュニケーションや実技・体験等の活動の機会を確保する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月に改訂した「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」等を踏まえ、これまでの経験も生かし、必要な感染対策をとりながら、引き続き、教育活動を継続できるよう取り組む ・児童生徒一人一人の状況を見守りながら、心身の負担の軽減も考慮しつつ、感染対策と教育活動の両立を図る

6 クラスター対策

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設等を対象とした研修を行い、ブレークスルー感染事例の共有を図るとともに、感染対策の継続について改めて周知徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者施設のうち、定員が多く大規模感染につながるものが懸念される施設（158施設）を集中的に訪問し、感染防止対策の徹底を求めた ・高齢者施設等における感染制御のための対策研修会を実施した（参加状況：高齢者施設180、障害福祉施設41、自治体等13、計234施設等） 	<ul style="list-style-type: none"> ○訪問した高齢者施設における感染の抑制に一定の効果があつたものと考えられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の感染状況を踏まえ、対象施設の拡大等、より面的に抑制効果が得られる手法を検討する必要がある
<ul style="list-style-type: none"> ・保健所、県対策本部、厚生労働省クラスター対策班が連携してクラスターを早期に収束 	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な感染が発生した施設を中心に訪問し、感染制御および調査を行った 	<ul style="list-style-type: none"> ●集団感染が発生した施設のうち、医療機関や大規模な感染が発生した施設については一定対応できたが、感染規模が小さい施設までは十分に対応できなかった ●集団感染が複数の現場で発生した場合に複数チームを同時に派遣できる体制になかった ●高齢者施設等での療養者に対し、往診・オンライン診療が可能な協力医療機関が1機関のみであった ●依然として高齢者施設等でクラスターが発生している 	<ul style="list-style-type: none"> ・集団感染の複数発生にも対応するため、関係医療機関等に働きかけ、県庁への感染対策の専門家の配置を進める ・集団感染が多く発生した高齢者施設等での陽性者発生時の感染制御等にかかる相談窓口を設置する（R4.6/13～） ・高齢者施設等での療養者への往診・オンライン診療等が可能な医療機関を確保し、医療提供の体制整備を図る（R4.6/7 現在108施設を確保）

7 事業者支援

第6波に向けた対応方針（大綱）	第6波における対応	評価・課題	今後に向けた方針・対策
<ul style="list-style-type: none"> ・県内の感染状況や中小企業等の経営環境をふまえて、引き続き事業者支援に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ・第5波に引き続き時短要請協力金の早期支給を実施するとともに第6波から初めて電子申請を導入した ・飲食店での感染防止対策を推進するため「あんしんみえリア」認証制度の活用を促進を図った ・まん延防止等重点措置による経済停滞の影響を受ける幅広い業種の事業者の厳しい経営状況に鑑み、国の支援金と併用可能な支援金制度を創設した 	<ul style="list-style-type: none"> ○電子申請導入により、時短要請協力金及び地域経済復活支援金の申請書や添付書類の提出において、申請者の利便性の向上につながった ○「あんしんみえリア」の認証を促進することで、感染状況が厳しい中でも一定の経済活動の制限の緩和に寄与することができた ●時短要請期間の延長に合わせ、協力金の申請受付開始時期もずらすこととなったため、事業者からは「仕入れ先への支払いが遅れた」等の声が聞かれた 	<ul style="list-style-type: none"> ・協力金の早期支給制度の普及と活用促進に引き続き努めることにより、事業者の事業運営に支障をきたさないよう支援する

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた

『三重県指針』 ver. 1.6

～県民の皆様へ 命と健康を守るために～

令和4年6月29日

三重県

はじめに

令和4年に入るとともに急激な感染拡大となったオミクロン株による第6波について、感染者数は5月中旬以降、減少傾向が続き、6月中旬以降は横ばいとなっているものの、病床使用率は20%を下回るなど一定の落ち着きを見せている状況です。

全国においても、新規感染者数は5月の大型連休後には増加傾向となったものの、その後は減少傾向が継続し、療養者数や重症者数も減少が続いています。

一方で、梅雨が明け、これから夏休みの期間を迎え、帰省や旅行など普段とは違う活動をする機会が増加するとともに、オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から、感染者数の増加、医療提供体制への影響も懸念されるところです。

こうした状況をふまえ、「三重県指針」を改定し、今後の感染拡大時の対応等についてお示しいたします。今後の対策の指標については、これまで新規感染者数を主な指標の一つとしていましたが、オミクロン株が主流となり、感染しても入院が必要となる方の割合が低い状態が続く場合は、医療提供体制への負荷（病床使用率や重症者用病床使用率）を主な指標として対策を実施することとします。

水際対策を緩和し、海外からの観光客の受入れも再開されるなど、社会経済活動を徐々に平時の状態に戻す取組が始まっています。しかしながら、これは感染防止対策を終了するということではなく、これまでの知見をふまえ、必要な場面ではしっかりと対策を行うことが前提となります。

県民の皆様、事業者の皆様におかれましては、回復しつつある社会経済活動との両立に向け、引き続き、場面に応じた適切な感染防止対策をお願いいたします。

オミクロン株においても、「人との距離の確保」「マスクの着用」「手指衛生」「換気」など基本的な感染防止対策は変わりませんが、例えば屋外で距離が取れる場合や距離が取れなくても会話がほとんどない場合等ではマスクは不要であるなど、場面に応じ、適切な対策の実践をお願いいたします。

特に、これから暑い時期を迎えますので、ご自身の体調も考慮いただきながらの感染防止対策をお願いいたします。

県としても引き続き、感染拡大の防止と社会経済活動の回復に向け、取組を実施してまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

令和4年6月29日
三重県知事 一見 勝之

1. 県民の皆様へ¹

(1) 感染防止対策の基本的な考え方

- 皆様ご自身、大切な家族や友人の“命と健康”を守るためには、まずは感染予防を行ったうえで“持ち込まないこと”“広げないこと”が大切です。
- 密閉、密集、密接の重なる「三つの『密』」の場面だけでなく、密閉空間・密集場所・密接場面のいずれか1つでも当てはまる場面は回避するとともに、人と人との一定の距離を確保（2m程度）することが重要です。
- 新型コロナウイルスの一般的な感染経路の中心は、咳やくしゃみ、会話等の際に排出される飛沫やエアロゾルの吸入、接触感染等と考えられていることから、マスクの着用、咳エチケットや石けんによる手洗い、手指消毒用アルコール等による消毒などの基本的な感染防止対策を徹底していただくとともに、十分な睡眠など体調管理が必要です。

○マスクの着用の考え方については、以下のとおりです

	人との距離の確保ができる (2m以上を目安)		人との距離の確保ができない	
	屋内※1	屋外	屋内※1	屋外
会話を行う	着用推奨※2	必要なし	着用推奨	着用推奨
会話をほとんど 行わない	必要なし	必要なし	着用推奨	必要なし

※1 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※2 十分な換気など対策を講じている場合はマスクを外すことも可能

- マスク着用にあたっては、すき間ができないようしっかりと着用してください。
また、品質の確かなマスクを使用し、できれば不織布マスクの着用をお願いします。
- なお、屋外で気温や湿度が高い場合は、熱中症予防の観点から、人との間隔を2m以上とるか、会話を行わず、マスクを外すことを推奨します。
- マスクの着脱については、本人の意に反し無理強いされるものではありません。各自で適切な感染防止対策となるよう対応をお願いします。
- 夏季における冷房や冬季における暖房の使用時においても、温度、湿度等適切な室内環境を維持しつつ、十分な換気（窓を常時少し開けておく、使用していない部屋の窓を大きく開けるなど）が必要です。

¹ 以下の記述において「特措法第24条第9項に基づく協力要請」は新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく協力要請のことを指します。
特段の記載のない事項については、三重県感染症対策条例第11条第1項に基づき協力をお願いします。
（「2. 県外の皆様へ」を除く）

(2) 『新しい生活様式』の定着と感染防止対策の徹底

- 「人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける」、「会話をする際は、可能な限り真正面を避ける」、「買い物は、1人又は少人数ですいた時間に」などの『新しい生活様式』（参考資料1）を取り入れ、感染症に強い生活様式を定着させてください。
- 県内でも『感染リスクが高まる「5つの場面」』に該当する環境において、感染が広がった事例が多数あります。特に、「大人数や長時間におよぶ飲食」といった場面は感染のリスクが高まりますので、飲食店以外の路上や公園などの屋外も含め、特に飛沫感染に注意するなど、感染防止対策を徹底してください。

（参考資料2 『感染リスクが高まる「5つの場面」』参照）

- 同居家族以外と飲食をする場合は、食事中であっても会話をする際はマスクを着用する「マスク会食」、食事中は会話をしない「黙食」の実践をお願いします。
- 飲食の際には、「なるべく普段一緒にいる人と行う」、「深酒・はしご酒などはひかえ、適度な酒量とする」、「箸やコップは使いまわさない」、「正面や真横は避けて座る」などの工夫をお願いします。
- 飲食店を利用する際は、店舗の実施する感染防止対策にご協力いただくようお願いします。
- 家庭内で感染が広がると、職場や学校へとさらに感染が広がる可能性があります。家庭内に「持ち込まない」ために外出時は「密」を避け人との距離を確保する、家庭内で「広げない」ために帰宅後にまず手を洗うなど、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- 特に高齢者や基礎疾患をお持ちの方は、重症化のリスクが高いため、感染防止対策の徹底をお願いします。周囲の方におかれましても高齢者や基礎疾患をお持ちの方と会う場合や病院などへ行く場合は、マスクの着用など特に感染防止対策をお願いします。
- 感染拡大を防ぐために、体調に異変を感じた場合は、出勤や通学を避けるなど外出や人との接触を避けるとともに、家庭内でも家族とは別室で過ごす、マスクを着用するなど対策をお願いします。併せて、早期にかかりつけ医等身近な医療機関に相談してください。かかりつけ医が無い場合や相談先に迷う場合は、「受診・相談センター」に相談してください。
- 新型コロナワクチンは発症や重症化を予防する効果が認められていますので、希望される方は接種機会の積極的な活用をお願いします。若い世代の方においても、こうした効果等についてご家庭で話し合いを行うなど、接種についてご検討をお願いします。
- ワクチンを接種された方についても、新型コロナウイルスに感染する場合があります。発症せずに感染を広げてしまう可能性もあるため、引き続き感染防止対策の徹底をお願いします。
- 多言語のホームページでの情報発信や、「みえ外国人相談サポートセンター（MieCo：みえこ）」においても相談窓口を設置していますので、不安を感じた際は、ご相談ください。

みえ外国人相談サポートセンター（MieCo みえこ）

電話：080-3300-8077（平日及び日曜日 9:00～17:00）

(3) 移動について

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置²が発出されている都道府県へは、生活の維持に必要な場合を除き、移動を避けてください。
- 上記以外の都道府県への移動については、移動先の感染状況や移動に関する方針等をよくご確認いただくとともに、感染防止対策の徹底をお願いします。併せて、移動先において感染リスクの高い行動は控えていただくようお願いします。
- 県内での移動の際は、『新しい生活様式』を実践するなど基本的な感染防止対策を徹底するとともに、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意をお願いします。また、施設等を利用する際は、業種別ガイドライン等を遵守した施設等の利用をお願いします。

(4) 「安心みえるLINE³」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）⁴」の活用

- 「安心みえるLINE」や「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、感染の可能性をいち早く知ることができるなど、感染拡大防止につながることを期待されます。「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」をインストールしていただくとともに、訪問した施設等に「安心みえるLINE」のQRコード⁵が掲示されている場合は、そのQRコードを読み込んでください。

(5) 飲食店や観光施設等における感染防止対策にかかる認証制度について

- 県民の皆様が安心して飲食店や観光施設等を利用できるよう、感染防止対策に取り組む店舗等を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』⁶」を運用しています。飲食や観光の際は、認証店、認証施設の積極的な利用をお願いします。

※認証店舗はホームページに掲載しています。 <https://miera.kankomie.or.jp/eat/>

2. 県外の皆様へ

(1) 移動について

- 緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出されている都道府県にお住まいの方については、生活の維持に必要な場合を除き三重県への移動を避けていただくようご協力をお願いします。

² 緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置区域についてはホームページ等でご確認ください。
<https://corona.go.jp/>（内閣官房新型コロナウイルス感染症ホームページ）

³ 「安心みえるLINE」は、施設・イベント等において掲示されたQRコードを利用者が読み込んで登録することにより、感染拡大の可能性のある場合に登録者に通知するシステムです。

⁴ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」は、新型コロナウイルス感染症の感染者と接触した可能性について通知を受け取ることができる、国が提供するスマートフォンのアプリです。

⁵ QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

⁶ 感染防止対策に取り組む飲食店や観光施設等からの申請を受け、県が基準に基づき現地確認のうえ認証し、ステッカーを交付、認証店や認証施設を公開する制度です。

- その他の地域にお住まいの方については、本県へ移動の際はお住まいの都道府県の移動に関する方針等にご留意いただき、感染防止対策の徹底にご協力をお願いします。また、移動後も感染リスクの高い行動は控えていただくとともに、体調が悪い場合は移動を避けていただくようご協力をお願いします。

3. 事業者の皆様へ

(1) 基本的な感染防止対策の徹底

- 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインや参考資料3（事業所における感染防止対策）等により、感染防止対策の徹底をお願いします。

【特措法第24条第9項に基づく協力要請】

- 特に、飲食店においては、改めて感染拡大予防ガイドラインを遵守いただき、「アクリル板の設置または座席間隔の確保」、「手指消毒の徹底」、「マスク着用の呼びかけ」、「換気の徹底」などの対策を徹底してください。
- 集団感染等のリスクが相対的に高い高齢者施設や社会福祉施設等、県内や全国でクラスターが発生している施設においては、職員へのワクチン接種の推進や、業務の特性に応じた感染防止対策を改めて徹底いただくとともに、特に施設内へ「持ち込まない」「広げない」ことを意識した対策について職員や利用者への注意喚起を行ってください。
また、感染者が発生した場合には、接触者調査や検査に積極的にご協力いただくとともに、調査等への協力について、職員や利用者への周知・徹底をお願いします。
- 高等教育機関等において、懇親会や寮生活、部活動、課外活動などでクラスターとなった事例がみられます。そのため『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど学外での行動も含めた感染防止対策について、学生に対し周知・徹底をお願いします。
- 20歳未満の若い世代においても感染者が多く発生していますので、学校等においても、場面に応じた適切な感染防止対策をお願いします。
- 食事や休憩、職場への送迎バス、勤務後の懇親会など「居場所の切り替わり」の場面における感染がこれまでに発生していることから、事務所や工場などでの感染防止対策に加え、食堂、休憩所、喫煙所などにおいても感染防止対策を徹底してください。勤務時間以外でも、『感染リスクが高まる「5つの場面」』について特に注意するなど感染防止対策について従業員に対し周知・徹底をお願いします。
- 社員寮など共同生活の場において、食堂、風呂、炊事場など共用スペースにおける密の回避、室内の換気の徹底、体調不良の居住者はなるべく別室で休養させるなど、感染防止対策の徹底をお願いします。

○外国人生徒のいる教育機関や外国人を雇用する事業者等の皆様におかれては、感染防止対策等について外国人の方への丁寧な周知をお願いします。多言語ややさしい日本語での感染防止対策等の情報については、三重県ホームページ、三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」や、厚生労働省、内閣官房ホームページなどにも掲載されていますので、参考としてください。

- 三重県ホームページ「外国人住民のみなさまへ For foreign residents」
(<https://www.pref.mie.lg.jp/YAKUMUS/HP/covid19info-jp.htm>)
- 三重県情報提供ホームページ「MIE INFO」(<https://mieinfo.com/ja/>)
- 厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について
(https://www.*****.jp/)
- 内閣官房 新型コロナウイルス感染症対策 (<https://corona.go.jp/>)

○普段から従業員の健康管理に留意するとともに、従業員が体調不良を申し出やすい環境づくりや、体調不良の従業員は早期に帰宅させ、受診を勧めるといった「広げない」ための対策をお願いします。

○在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤、オンライン会議等のツールの活用等により、「密」となる場面を回避し、感染防止対策と社会経済活動の両立を図ってください。

○集客施設等においては、「密」な状況とならないよう対策を講じるとともに、感染防止チェックシートを店舗内に掲示したり、ホームページ上に公開したりするなど、感染防止対策を講じていることが利用者に伝わるよう努めてください。

○式典や研修会等の行事を実施する場合は、人と人との距離を確保するなど基本的な感染防止対策をお願いします。

○労働局や経済団体においては、県内の事業所に対し、感染防止対策について周知をお願いします。特に言語や生活文化の違いなどにより感染防止対策の情報が届きづらい外国人を雇用する事業所への丁寧な周知をお願いします。また、地方出入国在留管理局等の窓口においても啓発や外国人技能実習機構等を通じた情報発信をお願いします。

○市町においては、住民への感染防止対策の周知を図る中で、特に情報が届きづらい外国人住民の方々に対し感染防止対策の情報がしっかりと伝わるよう配慮をお願いします。

（２）感染防止対策にかかる認証制度等の活用

○飲食店や観光施設等において、感染防止対策の取組を三重県が認証する「みえ安心おもてなし施設認証制度『あんしん みえリア』」の積極的な活用をお願いします。特に、飲食店については、感染拡大時に「まん延防止等重点措置」「緊急事態措置」等を実施する際に、認証店において営業時間短縮の制限緩和を行う場合がありますので積極的な活用をお願いします。

(3) 「安心みえるLINE」、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用

- 県内においても、カラオケや飲食店など、不特定多数の方が利用される施設での感染事例がみられます。「安心みえるLINE」は、利用者の特定が難しい場面において有効なシステムですので、不特定多数の方が訪問される施設、店舗や、イベントを実施される場合は「安心みえるLINE」にご登録いただき、店舗、会場等にQRコードの掲示をお願いします。
- 従業員、利用者等に対し、「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の活用について周知いただくようお願いします。

4. 偏見や差別の根絶と事実に基づく冷静な対応

- 感染は自身や大切な家族にも起こりうることで、決して他人事ではありません。社会で差別的な出来事が発生していると、体調が悪くなった際に、差別を受けることが怖くて、我慢したまま日常生活を続けてしまうことにもなりかねず、結果としてウイルスを拡散させることにつながってしまいます。
- 感染者やそのご家族、所属する企業・団体に対し、さらに個人を特定しようとすることや偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- 治療にあたっている医療従事者、県外と往来される方、外国から帰国された方、日本に居住する外国人の方が差別や偏見にさらされることも絶対あってはならないことです。このような偏見や差別が生じないよう十分な配慮をお願いします。
- 感覚過敏、発達障がい、皮膚や呼吸器の病気など、さまざまな事情によりマスク等の着用が困難な場合もありますので、マスク等を着用していない方への偏見・差別につながる行為、人権侵害、誹謗中傷等は絶対に行わないでください。
- ワクチン接種は希望者の同意に基づき行われるものであり、職場や周りの方などに接種を強制することや、接種を受けていない人に対する誹謗中傷、偏見や差別につながる行為は絶対に行わないでください。
- SNS等において事実ではない誤った情報が拡散されることにより、県民の皆様の生活に影響を及ぼす事態も発生しています。また、ワクチンに関する科学的根拠に基づかない情報や発信者の不明な情報が広がる事例もみられます。根拠が不明な情報に基づく行動やそうした情報の拡散はしないようにご協力いただくとともに、科学的根拠に基づいた情報発信をしている公的機関等からの情報⁷をご確認ください。

⁷ みえ新型コロナウイルスワクチン接種ポータルサイト <https://covid19-vaccine.mie.jp/>
厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスについて」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html など

○新型コロナウイルス感染症に関して、差別的な扱いを受けた、不当な差別を見かけたなど、人権問題と思われる場面に直面した場合には、以下の相談窓口にご連絡ください。

- 三重県人権センター相談窓口 電話:059-233-5500
9:00～17:00 ※土日、祝日を含む毎日
- 法務省（みんなの人権110番） 電話:0570-003-110
8:30～17:15 ※平日



Citrus Ribbon
PROJECT

たとえウイルスに感染しても、
だれもが地域で笑顔に暮らせる社会に
三重県は、「シトラスリボンプロジェクト」に賛同します。

5. モニタリング指標と感染拡大時の対応

(1) モニタリング指標

○県内で感染が拡大し、医療への負荷がかかることを防ぐため、確保病床使用率、入院率、重症者用病床使用率、療養者数、PCR検査件数、PCR検査陽性率、新規感染事例数、新規感染者数、感染経路不明割合、入院患者数等を指標として、モニタリングを行っています。

(2) 感染拡大時の対応

今後の感染拡大時には、次のいずれかにより対応します。

《オミクロン株が主流である間の対応》（「三重県指針」ver. 16 適用から当面の間）

ワクチンの3回目接種が進むとともに、感染しても入院が必要となる方の割合が少なく、急激な医療提供体制のひっ迫がみられない現状をふまえ、オミクロン株が主流である間については、以下のとおり対策を実施します。

①医療提供体制アラート

【基準】病床使用率 40%以上

【実施する措置】感染状況に応じた協力要請

例) 飲食店での感染が多い場合

⇒飲食店において 同一グループの同一テーブルは4人以下、会食は2時間以内

例) 高齢者施設等において感染拡大

⇒事業者¹に感染防止対策の再徹底について協力要請

②感染防止対策強化期間

【基準】病床使用率40%以上 かつ 重症者用病床使用率20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた協力要請

例) 高齢者施設等において感染拡大

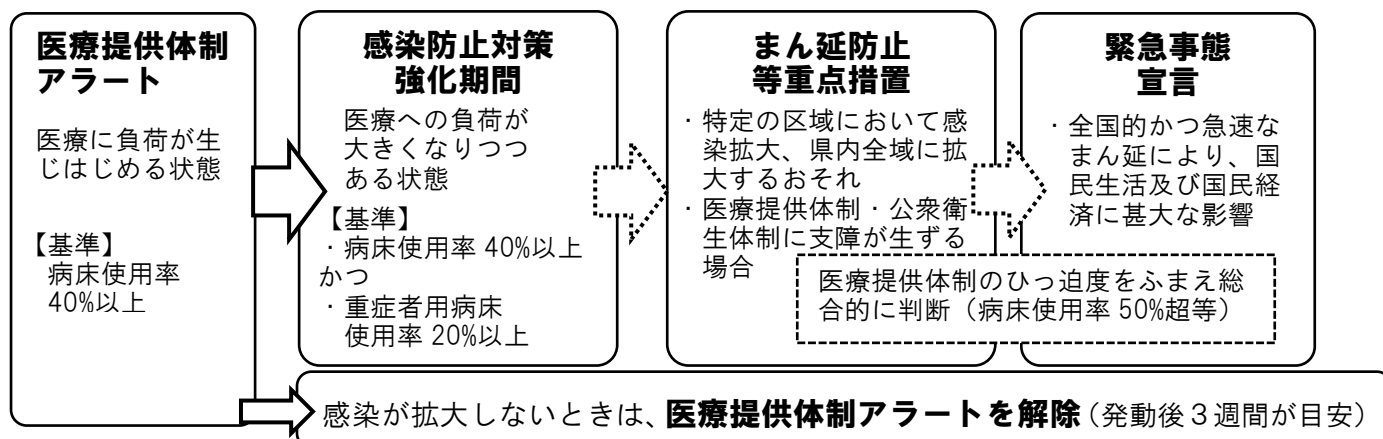
⇒事業者²に対し、個別に施設を訪問し協力を要請

さらに感染状況が悪化する場合は、医療提供体制（病床使用率50%を超える場合等）への負荷の状況をふまえ、まん延防止等重点措置等（※）の政府への要請を検討します。

※まん延防止等重点措置等については、感染状況に応じ柔軟に対策を実施できるよう政府³に対し要望を行っています。

（医療提供体制アラートの解除について）

医療提供体制アラートの発動から約3週間後も感染が抑えられ、感染防止対策強化期間に移行しない場合は、医療提供体制アラートを解除します。



《感染状況が大きく変化した場合の対応》

新規感染者数がゼロとなる状態が続くなど大幅に感染者数が減少した場合や新たな変異株により医療提供体制への負荷が急激に高まる場合などにおいては、早期に感染防止対策を実施することができるよう第6波までの対応と同様の基準により、以下のとおり対策を実施します。

① 感染拡大防止アラートの発動

【基準】新規感染者数が2日連続17人以上

【実施する措置】感染防止対策の再度の徹底について協力要請 など

② 三重県感染拡大阻止宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が生じ始める状態であり、次のいずれか1つ以上に該当する場合

・直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が8人以上

・病床使用率30%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

③ 三重県緊急警戒宣言の発出

【基準】一般医療及び新型コロナウイルス感染症への医療の負荷が大きくなりつつある状態であり、次のいずれか2つ以上に該当する場合

・直近1週間の人口10万人あたり新規感染者数が15人以上

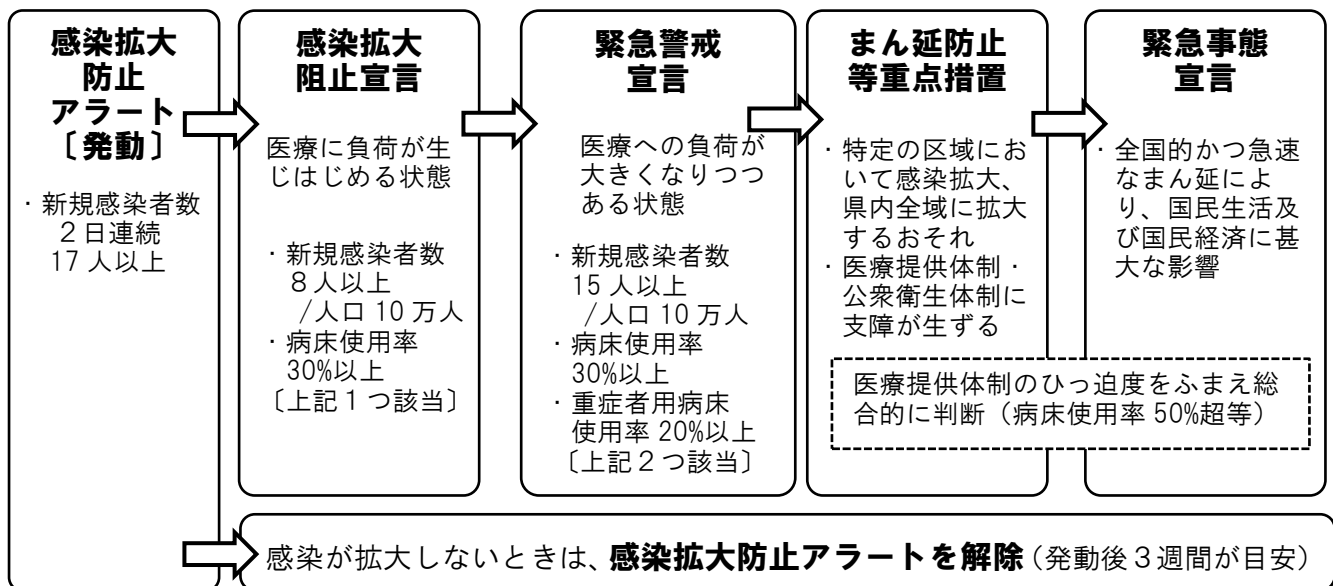
・病床使用率30%以上

・重症者用病床使用率20%以上

【実施する措置】感染状況に応じた感染防止対策の協力要請 など

(感染拡大防止アラートの解除について)

感染拡大防止アラートの発動から約3週間後も感染が抑えられ、感染拡大阻止宣言に移行しない場合は、感染拡大防止アラートを解除します。



新しい生活様式 を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

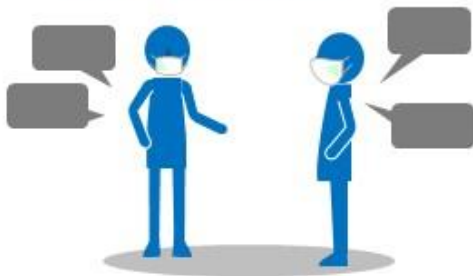
(1) 一人ひとりの基本的感染対策

- 感染防止の3つの基本 ～身体距離の確保、マスクの着用、手洗い～

- ☑ 人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)あける



- ☑ 会話をするときには、可能な限り真正面を避ける
- ☑ 外出時、屋内にいるときや会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は症状がなくてもマスクを着用
ただし夏場は熱中症に注意



- ☑ 家に帰ったらまず手や顔を洗う
できるだけすぐに着替える シャワーを浴びる
- ☑ 手洗いは30秒程度かけて
水と石けんで丁寧に
(手指消毒薬の使用でもOK)



- ☑ 高齢者や持病のある方(重症化リスクの高い方)と会うときは、体調管理をより厳重に

● 移動に関する感染対策

- ☑ 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える
- ☑ 地域の感染情報に注意する



- ☑ 万が一、発症したときのため、誰とどこで会ったかメモする
接触確認アプリの活用も

(2) 日常生活を営む上での 基本的な生活様式

- ☑ こまめに手洗い・手指消毒
- ☑ 咳エチケットの徹底 ☑ 身体的距離の確保
- ☑ こまめに換気(エアコン併用で室温を28℃以下に)
- ☑ 三つの『密』(密集、密接、密閉)の回避
- ☑ 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行



- ☑ 毎朝体温測定、健康チェック
発熱又は風邪の症状がある場合は
ムリせず自宅で療養



「新しい生活様式」を身に付けて 感染症に強く持続可能な新しい三重県へ

(3) 日常生活の各場面別の生活様式

● 買い物

- ☑ 通販も利用
- ☑ 一人または少人数ですいた時間に
- ☑ 電子決済の利用
- ☑ 計画をたてて素早く済ませる
- ☑ サンプルなど展示品への接触はひかえめに
- ☑ レジに並ぶときは、前後にスペース



● 娯楽、スポーツ

- ☑ 公園は、すいた時間、場所を選ぶ
- ☑ 筋トレやヨガは十分に人との間隔をもしくは 自宅で動画を活用



- ☑ ジョギングは少人数で
- ☑ すれ違うときは距離をとるマナー

- ☑ 予約制を利用してゆったりと
- ☑ 狭い部屋での長居は無用
- ☑ 歌や応援は、十分な距離かオンライン

● 公共交通機関の利用

- ☑ 会話はひかえめに
- ☑ 混んでいる時間は避けて
- ☑ 徒歩や自転車利用も併用



● 食事

- ☑ 持ち帰りや出前、デリバリーも



- ☑ 屋外空間で気持ちよく
- ☑ 大皿は避けて、料理は個々に
- ☑ 対面ではなく横並びで座ろう
- ☑ 料理に集中、おしゃべりはひかえめに
- ☑ お酌、グラスやおちょこの回し飲みは避けて

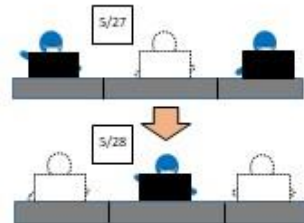
● イベント等への参加

- ☑ 接触確認アプリの活用を
- ☑ 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

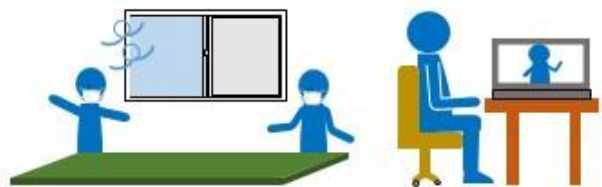


(4) 働き方の新しいスタイル

- ☑ テレワークやローテーション勤務



- ☑ 時差通勤でゆったりと
- ☑ オフィスはひろびろと
- ☑ 会議はオンライン
- ☑ 対面での打ち合わせは 換気と マスク



三重県 新型コロナウイルス感染症対策本部

Mie Covid-19 Task Force



感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚し、**注意力が低下**。また、聴覚が鈍り**大声**になりやすい。
- **回し飲み**や**箸などの共用**が**感染リスク**を高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- **長時間におよぶ飲食**、**接待を伴う飲食**、**深夜のはしご酒**では、短時間の飲食と比較して、**感染リスク**が高まる。
- **大人数の飲食**では、**大声**になり飛沫が飛びやすくなるため**感染リスク**が高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- 近距離での**マスクなしの会話**は、**飛沫感染のリスク**が高まる
- 昼カラオケなどで感染事例が報告。
- 車やバスで移動する際の**車中**でも**注意**が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- **狭い空間**での**共同生活**は、**閉鎖空間**が**長時間共有**されるため、**感染リスク**が高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分で感染が疑われる事例が報告。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 休憩時間に入った時など、**居場所**が**切り替わり**ると、**気の緩み**や**環境変化**で**感染リスク**が高まることも。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が報告。



参考資料3（事業所における感染防止対策）

以下は、事業所における感染防止対策の一例です。業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等も確認し、業種や施設の種別に応じた感染防止対策の実施をお願いします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は、内閣官房ホームページに掲載されています。

(<https://corona.go.jp/>)

適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	従業員の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる従業員の出勤を停止
	来訪者の検温・体調確認を行い、発熱等の症状がみられる来訪者の入場を制限
「三つの『密』」 (密閉・密集・密接)の防止	換気を行うこと(可能であれば、2つの方向の窓を同時に開けること)
	人と人との距離を適切にとること(利用者や従業員同士の距離確保、テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等)
	オンライン会議の活用
	密となるような行列を作らないための工夫や列間隔の確保(約2m間隔の確保)
	長時間の密集を避けること(利用者の滞在時間の短縮・制限や会議時間の短縮等)
飛沫感染、接触感染等の防止	従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	来訪者の入店時における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの徹底
	店舗、事務所内の適切な消毒(複数人が触る箇所の消毒)
移動時における感染の防止	ラッシュ対策(時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進)
	テレワーク等による在宅勤務やローテーション勤務の実施等
	オンライン会議の活用

上記の取組に加え、感染防止対策を講じている旨をホームページ上に公開する、店舗内に掲示する、全従業員に周知徹底するなど、感染防止対策を自主的・積極的に進めていただくようお願いします。

なお、気温・湿度が高い中で、屋外で人との距離が十分確保できる場合や会話がほとんどない場合には、マスクをはずすことを推奨します。

